

山梨県公報

号外第九号

平成二十九年
二月二十八日

火 曜 日

目 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十八日

山梨県監査委員	小 野 浩
同	小 泉 久 司
同	渡 邊 英 機
同	浅 川 力 三

平成28年度 定例監査実施結果(下期分)

1 監査実施所属数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部		1		1
県民生活部		8		8
リニア交通局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		18		18
森林環境部		1		1
産業労働部		7		7
観光部		1		1
農政部		8		8
県土整備部		7		7
教育委員会		49	1	50
警察本部		12		12
合 計	0	116	1	117

2 監査の実施期間

平成28年9月9日～平成29年2月6日

3 監査対象期間

前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「公共料金の支払いに係る自動口座振替事務は、適切に行われているか。」について、行政監査と併せて定例監査において実施している。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	
意見	監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項	

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。
 注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。
 意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表し、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。
 監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1	4		3	3				11
指導事項		29	9	31	16	14	20		5		124
注意事項			3	17	29	13	17	1	3		84
意見											0
合計	0	32	27	64	29	18	40	1	8	0	219

(参考:昨年度下期との比較)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	▲1	▲2	1	4		3			▲5	▲1	▲1
指導事項		2	▲1	▲1	▲5	2	▲15	▲1	▲4		▲23
注意事項			3	17	20	11	8	1			60
意見											0
合計	▲1	3	17	23	6	5	▲7	0	▲9	▲1	36

所属庫の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	総合政策部 東京事務所
監査対象期間	平成27年10月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月9日、平成29年1月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、給与1)

- 1) 直接収納の取扱については、財務規則第44条第2項関係運用通知に定められているが、ふるさと納税の現金収納の取扱方法に、次のとおり不備があった。
 ①現金領収簿の表紙に、その交付・返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載することとされているが、記載されていなかった。
 ②組ごと(4枚複写で一組)の用紙の茶白に、一連の番号を付けた当該簿冊の番号を明記することとされているが、記載されていなかった。
 ③書損の用紙は斜線を引き書損と記載しなければならぬとされているが、所定の処理がされていなかった。
 ④使用を終了した簿冊は回収し、未使用の用紙にせん孔することとされているが、せん孔されていなかった。
 2) 平成28年3月分の旅費において、支出命令が遅れたため、平成27年度予算で支払うべきところ、平成28年度予算で支払っており、過年度支出となっていた。
 (注意事項) なし

監査対象所属	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月7日、11月17日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	平成27年7月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月5日、11月7日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (給与1、財産1)

- 1) 傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。
 - 2) 特定建築物の維持管理について、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条第1項第7号の規定により、7日以内に1回定期に行うこととされている遊離残留塩素の検査が行われていなかった。
- (注意事項) 3件 (支出1、給与1、契約1)

監査対象所属	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	平成27年7月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月28日、9月30日、10月28日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象所属	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成27年7月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月6日、11月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (契約1、重点事項1)

1) 一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書において、次のとおり不備があった。
①委託料のうち、処理費については単価契約となっているが予定数量の記載がなかった。
②処理費についての契約解除に関する違約金条項の記載が、単価契約のものとなっていた。
2) 平成27年度公共料金の見込払に係る自動口座振替において、警報装置に係る電気料(需用費)の支出命令が遅れたため、公共料金資金前渡口座にまとめて入金されていた電話料(役務費)から振り替えられていた。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	県民生活部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	平成28年4月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月4日、11月10日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
1) 通勤手当の認定において、通勤届(第1号様式)の提出年月日、受理年月日及び届出の理由が生じた日が未記入のまま、手当が認定されているものがあった。また、決定事項欄の任命権者確認決定欄に日付が記入されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象所属	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成27年8月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月9日、10月12日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	県民生活部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月20日、10月18日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)
1) 平成28年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。
2) 物品売買契約書について、契約保証金を免除していたが、契約書に契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) 2件 (物品1、契約1)

監査対象所属	リニア交通局 リニア用地事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月16日、12月22日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	総務部 職員研修所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件 (給与1、重点事項1)

監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月11日、12月27日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (収入1、給与1、契約1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

単位：円

科目	平成27年度決算時	平成28年10月末現在
間接税	6,132,429	6,132,429
ゴルフ場利用税		
個人県民税	1,438,374,876	1,218,941,185
法人県民税	19,461,373	13,524,143
個人事業税	23,549,692	16,713,474
法人事業税	40,980,826	30,025,677
不動産取得税	200,106,462	186,216,018
自動車税	168,241,420	113,503,728
合計	1,896,847,078	1,585,056,654

- 2) 税務手当について、業務に従事した日数の誤りにより、過大に支給されているものがあつた。
 3) 平成28年度興税の収納金の集金業務に関する契約書において、年間の契約金額が、月額金額として契約されていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	防災局 消防学校
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月27日、平成29年1月30日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (契約1)
1) 防火ペンスのクリーニング業務の委託契約は単価契約であるが、契約書の違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかつた。また、収入印紙が貼付されていたかつた。 (注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成27年7月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月27日、11月7日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 [一般会計] ① 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 5,700,500円 ② 雑入 (六の抑留返還手数料) 過年度分 先数 1件 92,650円 [特別会計] ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 77,577,122円 平成28年度分 615,697円 合計 先数 144件 78,192,819円 ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 434,945円 平成28年度分 441円 合計 先数 17件 435,386円	

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 9,205,376円 平成28年度分 24,770円 合計 先数 14件 9,230,146円 ④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 224,583円 平成28年度分 154円 合計 先数 4件 224,737円 ⑤ 母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 2件 17,681円 (注意事項) 1件 (給与1)
--

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (東北支所)
監査対象期間	平成27年7月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月21日、10月24日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	3件 (物品2、契約1)

- 1) 郵便切手類受払簿について、はがきの払高に記載誤りがあり、残高が現物の有と相違していた。また、受払簿の前月繰越の金額にも計算誤りがあつた。
 2) 財務規則第151条関係運用通知による備品の現品確認を行い、帳簿と現品とに相違があることを確認していたが、返納等の処理を行っていないかつた。
 3) 産業廃棄物収集運搬処分委託契約書について、次のとおり不備があつた。
 ① 契約書第2条に規定されている許可証の写しが添付されていなかった。
 ② 単価契約であるが、予定数量を記載すべきところ、単価の単位を記載していた。
 ③ 違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかつた。
 ④ 契約の解除条項及び内容の変更条項中の引用条項に誤りがあつた。
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成27年7月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月29日、10月28日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	3件 (収入1、支出1、契約1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 [一般会計]
 ① 父子福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 先数 1件 124,000円
 [特別会計]
 ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 7,381,561円 平成28年度分 200,542円
 合計 先数 17件 7,582,103円
 ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
 過年度分 先数 1件 171,321円
 ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 先数 1件 1,203,600円
 2) 軽費老人ホーム事務費補助金の実績報告書について、補助金交付要綱に定める提出期限を遅延して提出されているものがあつた。
 3) 平成27年度人工呼吸器使用患者等支援事業 (一時入院支援事業) の平成28年1月から3

月分の委託料について、平成27年度予算から支出されているにもかかわらず、年度内に履行確認が行われていなかった。
【注意事項】 1件 (契約1)

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月30日、10月20日
監査の結果	

【指摘事項】 なし
【指導事項】 2件 (収入1、支出1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

〔一般会計〕

①生活保護費返還金

過年度分 12,487,934円 平成28年度分 1,262,090円
 合計 先数 23件 13,750,024円

〔特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 4,019,437円 平成28年度分 707,682円
 合計 先数 32件 4,727,119円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)

過年度分 87,412円 平成28年度分 81円
 合計 先数 2件 87,493円

2) 平成27年度ひとり親医療費補助金において、平成27年度予算から支出されていたが、年度内に履行確認を行った旨の記載がなかった。
【注意事項】 1件 (支出1)

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月12日、11月10日
監査の結果	

【指摘事項】 なし
【指導事項】 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

〔一般会計〕

①生活保護費返還金

過年度分 22,592,430円 平成28年度分 802,198円
 合計 先数 21件 23,394,628円

〔特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 20,217,180円 平成28年度分 717,105円
 合計 先数 38件 20,934,285円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)

過年度分 280,888円 平成28年度分 894円
 合計 先数 10件 281,782円

③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 先数 4件 2,673,276円

④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
 過年度分 先数 4件 124,312円

2) 電柱敷及び電気通信設備に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていた。
【注意事項】 2件 (支出1、給与1)

監査対象所属	福祉保健部 女性相談所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月22日、平成29年2月6日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月17日、平成29年2月6日
監査の結果	

【指摘事項】 なし
【指導事項】 4件 (収入1、給与1、物品1、財産1)

1) 平成28年度福祉プラザ自動車販売機設置県有財産貸借貸付料について、貸借借契約書に定める納期限を入力しないまま調定回を作成していたため、納入通知書の納期限に誤りがあった。

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていた。
 また、週休日の振替を行った際の週休日の勤務において、午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務時間について、夜間勤務手当が支給されていなかった。

3) 貸借物品である自動体外式除細動器 (AED) について、財務規則第168条に定める占有物品受入調査は物品管理システム上入力されていたが、次裁及び審査入力が行われず、占有物品として登録がされていなかった。

4) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
【注意事項】 2件 (給与1、財産1)

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月15日、平成29年1月18日
監査の結果	

【指摘事項】 1件 (給与1)

1) 夜間勤務手当について、勤務状況システムによる勤務時間の設定等の誤りにより、過大に支給されているものがあった。(合計 645,322円)

【指導事項】 2件 (収入1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金
 過年度分 先数 1件 84,280円

2) 軽自動車で高速道路を利用し通勤する者の通勤手当の認定において、高速道路の利用料金を普通車として算出したため、過払いとなっているものがあった。
【注意事項】 1件 (給与1)

監査対象所属	福祉保健部 中陽学園
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月25日、平成29年1月13日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (契約1)

1) 消防設備保守点検業務委託については、年2回の保守点検業務の実施を内容とするものであり、年間を通じて役務の提供を受けることを要するものではないことから、長期継続契約の対象とならない業務である。しかし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までを契約期間とする長期継続契約として締結されていた。

(指導事項) 3件 (収入1、契約2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

児童福祉施設費負担金
過年度分 706,028円 平成28年度分 6,174円
合計 先数 7件 712,202円

2) 産業廃棄物の収集・運搬委託契約及び処分委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないかった。

また、処分委託契約書において、次のとおり不備な点があった。

①委託内容に「乙に収集・運搬を委託」と記載されていた。

②印紙税の課税文書に該当しない契約書であるが、収入印紙が貼付消印されていた。

3) 産業廃棄物の収集・運搬委託契約及び処分委託契約において、契約に基づく対象物の運搬終了は平成28年3月18日、処分終了は3月19日であったが、履行完了の検査確認日は、収集・運搬業者に引き渡した日である3月15日とされていた。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 ところの発達総合支援センター
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 財務規則第45条の2に定めるつり銭の留め置きについては必要最小限度にとどめなければならぬが、かい長の定める額以上に留め置いていた。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)

1) 山梨のちのちの電話相談員養成研修事業費補助金において、補助事業に要する経費の配分に変更が生じていたが、補助金交付要綱第5条第1号に基づく補助事業変更承認申請書が提出されておらず、変更の手続きが行われていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 あげほの医療福祉センター
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月25日、平成29年2月2日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (財産1)

1) 昨年度の定例監査で、行政財産の貸付けにおいて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかったため、指導事項とした。今年度の監査でも、行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。

また、移動報告は行われていたが、公有財産台帳に登録された内容を確認しなかったため、登録されていないものや、誤って登録されているものがあった。

(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金	平成28年度分 71,200円
合計 先数 6件 6件 2,122,436円	
②あげほの医療福祉センター使用料	過年度分 3,040,783円 平成28年度分 222,579円
合計 先数 8件 8件 3,263,362円	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成27年10月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月2日、平成29年2月2日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①児童福祉施設費負担金
過年度分 1,503,516円 平成28年度分 208,256円
合計 先数 13件 1,711,772円

②育精福祉センター使用料
過年度分 349,700円 平成28年度分 9,200円
合計 先数 2件 358,900円

③違約金及び延納利息
過年度分 先数 1件 1,815,336円

④雑入
平成28年度分 先数 1件 30,462円
2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月18日、平成29年1月19日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (収入1、支出1、給与1、重点事項1)
1) 自動販売機の設置を目的とした果有財産賃貸借契約に係る家賃貸付料について、契約書第7条に、果が発行する納入通知書にて各年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の発送が遅延し、5月になったことから、当該納期限までに納付されていなかった。
2) 有料道路通行料及び駐車場利用料として6月20日に追加で資金前渡された資金について、先に資金前渡されていた分と合わせて、精算を翌月5日以内に行うべきところ、翌々月に精算が行われていた。
3) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。また、社会福祉業務従事手当について、週休日の振替を行った日に対して手当が支給されていたものがあつた。
4) 平成27年度公共料金の支払に係る自動口座振替事務について、次のとおり不備があつた。
①見込私の場合には、まとめて資金前渡した分を使い切つた後、5日以内に手書きの前渡資金出納書・精算書を作成し、財務審査幹に提出すべきところ、作成・提出が行われていなかった。
②3月分電気料の振替について、まとめて入金した分を充当し、なお不足額が生じたことによる追加分の支出命令書で、支出区分を資金前渡(精算なし)とすべきところ、精算私とされていた。また、振替日が支払日として指定されていなかった。
(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月24日、平成29年1月26日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月24日、11月24日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (物品1)
1) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあつた。
(注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成27年10月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (契約2)
1) 業務委託契約書及び物品の単価供給契約書において、次のとおり不備があつた。
①単価契約であるが、予定数量を記載すべきところ、単価の単位を記載していた。(2件)
②単価契約であるが、違約金事項が単価契約のものとなつていなかった。(2件)
③契約期間の条項に自動更新する旨の不要な文言が記載されていた。(1件)
④代金の支払条項中、「請求額は、第1条に定める契約単価に納入量を乗じた金額とする」とのみ記載され、回条に定める基本料金(月額)を加えた記載となつていなかった。(1件)
⑤契約書第1条において、契約単価は、表の金額に100分の108を乗じたものとする記載されているが、基本料金(月額)については、100分の108を乗じたものとする契約書に記載されていなかった。(1件)
⑥契約解除条項における違約金額の算定について、2通りの方法が記載され、また、基本料金(月額)分が違約金額の算定に含まれていないものがあり、明確に規定されていなかった。(2件)
2) 自動現像機の修繕において、請書が撤されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月25日、平成29年1月12日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (物品2、財産1)
1) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき回収調書が作成されていなかった。
2) 賃借物品であるデジタルモノクロ複合機について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書が作成されていなかった。
3) 電気通信線路施設に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成27年8月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月14日、10月14日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料 平成28年度分 先数 1件 195,000円
 (注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月20日、11月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 3件 (支出1、契約1)
 1) 資金前渡により支払うべき高速道路通行料について、職員個人のクレジットカードにより支払われ、後日、本人の請求により精算払いとされているものがあつた。
 2) 扶養手当の認定において、扶養手当の月額が変更になっていたが、扶養親族簿による認定・確認がされていないものがあつた。また、扶養親族届に取扱者の押印がされていないものがあつた。
 3) 「ニホンジカ皮のなめし及び染色業務委託契約」は単価契約だが、単価条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。また、単価金の条項が二重に記載されていたため、適用が不明確な契約書となっていた。
 (注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象所属	産業労働部 山梨県富士工業技術センター
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月21日、12月2日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成27年8月～平成28年6月
監査実施日	平成28年9月15日、10月24日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 授業料 過年度分 先数 2件 810,000円
 (注意事項) なし

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月1日、12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 3件 (収入1、物品1)
 1) 自動販売機設置に係る必要経費(電気料)の算出において、屋外に設置された自動販売機の子必要経費を、専用の子メーターの電力使用量ではなく、屋内に設置された別の自動販売機の子メーターの電力使用量をそのまま引用して算出したため、設置事業者が負担すべき必要経費(電気料)が正しく算定されていなかった。
 2) 住居手当について、支給要件の喪失に伴い、支給は停止していたが、住居届が未提出のまま認定されているものがあつた。
 3) 郵便切手郵便私権において、前月繰越枚数及び金額が誤って記載されていたため、監査日現在の郵便切手の残高と現品が一致していなかった。
 (注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成27年8月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	観光部 大阪事務所
監査対象期間	平成27年10月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月1日、平成29年1月20日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (物品1)
 1) 物品の購入において、財務規則第122条に定める検収調査の作成等が行われていないものがあつた。
 (注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月31日、平成29年1月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月17日、12月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月7日、11月8日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (物品1、財産1)
1) 新聞購読料及び定期刊行物購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検閲圖書が作成されていなかった。
2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 3筆
(注意事項) なし

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月28日、12月1日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成27年8月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月10日、平成29年1月20日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (収入1、物品1、財産1、契約1)
1) 普通財産の貸付及び自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付に伴う電気料について、調定が遅延していた。また、自動販売機の電気料について、果有財産賃借契約書第8条第3項で毎月徴収するものと規定されているにも関わらず、3か月分をまとめて徴収していた。
2) 賃借物品である軽四輪貨物自動車について、財務規則第168条に定める占有物品受人調査が作成されていなかった。

3) 消防法で6か月から1回行うことが義務づけられている消防用設備等の点検について、本来実施すべき時期から2か月以上経過した後に行われていた。
4) 自動販売機の設置を目的とした果有財産賃借契約において、契約保証金を納めさせているにも関わらず、契約書の記載は契約保証金を免除するものとなっていた。
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	農政部 畜産試験場
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月21日、平成29年1月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 酪農試験場
監査対象期間	平成27年8月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月8日、12月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (給与1、物品1、重点事項1)
1) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているものがあったが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付等を行っていなかった。
2) 財務規則第151条関係運用通知に基づき備品の現品確認がされていなかった。また、物品出納員への報告もされていなかった。
3) 平成27年度公共料金の支払に係る自動口座振替事務において、見込の場合には、まとめて資金前渡しした分を使い切った後5日以内に手書きの前渡資金出納書・精算書を作成し、財務審査幹に提出すべきところ、作成・提出が行われていなかった。
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月24日、12月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月13日～14日、11月29日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)
1) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 8筆
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	県土整備部 新築状・西園東道路建設事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月12日～14日、11月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 購入後一月を超えて保有していた収入証紙について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に登載されていなかった。
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月26日、12月2日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与2)	1) 松里中学校の教職員に係る平成27年10月から12月分の旅費の支払において、JRを使用して往復同・区間でかつ片道601km以上の運賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあった。 2) 春日居中学校における週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 大西・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月18日、11月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (工事1)	

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月30日、平成29年1月31日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月29日、平成29年1月10日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	峡東教育事務所
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与2)	1) 松里中学校の教職員に係る平成27年10月から12月分の旅費の支払において、JRを使用して往復同・区間でかつ片道601km以上の運賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあった。 2) 春日居中学校における週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
(注意事項) なし	

監査対象所属	峡南教育事務所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月22日、平成29年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 平成27年12月支払分の報酬に係る所得税について雑部金として一時保管しておかなかったため、臨時職員の賃金に係る所得税の年末調整によって生じた還付金について、本人に直接還付できず、翌年の1月から3月支払分の当該職員の賃金に係る所得税に充当していた。また、税務署へ提出した所得税徴収高計算書(納付書)に臨時職員の平成27年12月から翌年2月支払分の賃金に係る支給額及び税額等が記載されていなかった。
(注意事項) なし	

監査対象所属	県南教育事務所
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月22日、平成29年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 平成27年12月支払分の報酬に係る所得税について雑部金として一時保管しておかなかったため、臨時職員の賃金に係る所得税の年末調整によって生じた還付金について、本人に直接還付できず、翌年の1月から3月支払分の当該職員の賃金に係る所得税に充当していた。また、税務署へ提出した所得税徴収高計算書(納付書)に臨時職員の平成27年12月から翌年2月支払分の賃金に係る支給額及び税額等が記載されていなかった。
(注意事項) なし	

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成27年8月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (給与1)

1) 東桂小学校において、平成27年11月から平成28年2月分の代替職員給与が給与資金前渡職員口歴に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計851,066円)

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 平成28年3月末(3月27日)に退職した期間採用職員から、控除する必要のない3月分社会保険料を控除し返還処理がなされていないものなど、雑部金の出納に誤りがあり、社会保険料の残高が過大となっていた。また、平成28年3月末の雑部金(社会保険料)の残高に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。

(注意事項) 3件 (給与2、物品1)

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成27年9月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月2日、12月26日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。また、支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月21日、11月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (物品2)

1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。

①不明資料

平成24年度	327点
平成25年度	76点
平成26年度	39点
平成27年度	62点
平成28年度	134点
合計	638点

②未返却資料

平成24年度	65点(68点)
平成25年度	56点(57点)
平成26年度	78点(147点)
平成27年度	149点(4,509点)
平成28年度	4,013点(70点)
合計	4,361点

※平成24年度から平成27年度の()内は、平成27年12月4日時点の未返却資料。
平成28年度()内は、未返却資料のうち返却期限が6月30日以前のもの

(平成28年10月21日時点で3回目の月末督促の対象になったもの)。
2) 備品の管理において、既に棄却されていたながら、財務規則第159条に定める物品返納書及び同規則第164条第2項に定める物品棄却調書が作成されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成27年9月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月20日、12月1日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 2件 (契約2)

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成27年9月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月19日、11月24日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月19日、11月22日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (契約1)

1) 紙類等リサイクル処理業務委託は単価契約であるが、契約書の予定数量が適切に記載されていないなかった。また、契約解除に関連する違約金条項において、違約金算出方法が通り記載されており、明確に規定されていなかった。

(注意事項) 3件 (収入1、支出1、契約1)

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成27年9月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月20日、11月29日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月27日、12月20日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件 (収入1、給与1、契約1)

1) 生産物委託販売において、平成28年3月分の生産物売払収入が、平成27年度分として在

度内に測定されおらず、平成28年4月に平成28年度分として測定されていた。
 2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知の作成及び受給者への交付が行われていなかった。
 3) 日産代行業務委託は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。
(注意事項) 2件(収入1、給与1)

監査対象所属	韮崎高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月1日、12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属 韮崎工業高等学校
 監査対象期間 平成27年8月～平成28年9月
 監査実施日 平成28年12月15日
 監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(収入1、給与1)
 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
 授業料 平成28年度分 先数 2件 59,400円
 2) 有料道路利用料金の資金前渡を受けて学校自動車により旅行を実施し、命ぜられた用途を目的地において達成していたが、合理的な理由もなく一部予定と異なるルートを旅行したことを理由として、れい入処理により全額を返還させており、旅行命令に従った場合の金額を限度として支給すべきところ、必要な経費が支払われていなかった。
(注意事項) 1件(物品1)

監査対象所属	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月16日、平成29年1月26日
指摘事項	1件(給与1)
指導事項	1) 昨年度の定例監査で、社会保険料が雑留金に滞留していたため指導事項とした。今年度の監査でも、社会保険料に係る雑留金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。
注意事項	なし
注意事項	2件(支出1、物品1)

監査対象所属	甲府西高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月16日、平成29年1月27日
指摘事項	なし
指導事項	1件(収入1)
注意事項	1) 平成28年度授業料の徴収事務において、納期限を超過した未収金について、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に定められた督促状の発行及び授業料等滞納状況記録簿の作

成が行われていなかった。
(注意事項) 1件(給与1)

監査対象所属	甲府南高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
指摘事項	なし
指導事項	1件(支出1)
注意事項	1) 公共料金の確定に係る自動口座振替において、ガス料金の支出命令が遅れたため、公共料金資金前渡口座へ先に入金されていた電話料金(役務費)からガス料金(需用費)が振り替えられていた。このため、電話料金が口座振替不能となっていた。 (注意事項) 2件(支出1、物品1)

監査対象所属 甲府東高等学校
 監査対象期間 平成27年10月～平成28年8月
 監査実施日 平成28年11月7日、平成29年1月25日
 監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(収入1、契約1)
 1) 高等学校入学審査料について、収入証紙消印実簿簿に記載されていないがあった。
 2) 産業廃棄物に係る委託契約書において、契約保証金を免除しているが、違約金条項が設けられていなかった。また、契約保証金や契約期間に係る記載内容に誤りがあった。
(注意事項) 2件(支出1、給与1)

監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
指摘事項	なし
指導事項	1件(収入1)
注意事項	1) 特別高圧電力線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1㎡当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗じるべきところ、公有財産台帳の土地総額に阻害率を乗じて1㎡当たりの価格を算出したため、調定額が過少となっていた。 (注意事項) なし

監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
指摘事項	なし
指導事項	1件(収入1)
注意事項	1) 具有財産賃貸借契約の契約保証金について、契約解除により平成27年12月31日に県に帰属した金額を歳入に収納せず、監査日現在において雑留金に滞留していた。 (注意事項) 1件(契約1)

監査対象所属	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月10日、平成29年1月24日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月8日、平成29年1月24日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (財産1)

1) 昨年度の定期監査で、行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかったため、指導事項とした。今年度の監査でも、行政財産の使用許可において、使用許可期間を更新したものと及び使用者の名称を変更したもののについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。

(指導事項) 3件 (収入1、給与1、財産1)

1) 平成28年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。
 2) 入試前日の宿直勤務(入試問題保管業務)について、宿日直手当が支給されていなかった。
 3) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあつた。
 (注意事項) 2件 (契約2)

監査対象所属	巨摩高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月29日、平成29年1月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 代替職員の前現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。
 (注意事項) なし

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	増穂商業高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (財産1)

1) 消防法で6か月に1回点検を行うことが義務づけられている消防用設備等のうち、自動火災報知機器等の点検は実施されていたが、消火器の機器点検について、本来実施すべき時期から

3か月以上経過した後に行われていた。	
(指導事項) なし	
(注意事項) なし	

監査対象所属	市川高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月2日、平成29年1月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (支出1、物品1)

1) 上下水道料金と電話料金について公共料金資金前渡口座からの振替(確定払)を行っていたが、平成28年3月分の電話料金の支払日を指定していなかった。また、4月分の上下水道料金の支出命令が遅れたため、先に入金されていた3月分の電話料金(役務費)から上下水道料金(需用費)が振り替えられていた。そのため、電話料金は口座振替不能となった。
 2) 売却された備品について、財務規則第159条に定める物品返納書は作成されていたが、審査入力が行われていないものがあつた。
 また、同規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、帳簿と現品が一致していないものがあつた。

(注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	峡南高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 授業料 過年度分 先数 3件 147,800円
 2) 代替職員の前現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。
 (注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	身延高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 雑部金の出納に誤りがあり、社会保険料の残高が過大となつていた。
 (注意事項) なし

監査対象所属	富吹高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月30日、平成29年1月31日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (給与1)

1) 昨年度の定期監査で、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高が過大となつていた。また、平成27年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあつたが、そのまま繰越

されていたため指導事項とした。
 今年度の監査でも、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり残額が不足していた。また、平成28年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。
(注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月7日、平成29年1月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (物品1)	

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月9日、12月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件 (収入1、財産2)	

1) 平成28年度の行政財産使用料について、測定が遅延していた。
 2) 電柱敷に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。
 3) カーミラー設置を目的とする行政財産使用許可において、使用許可期間が平成28年3月31日までとなっており、その後の継続使用許可の手続きがとられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年10月
監査実施日	平成29年1月5日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料 過年度分 先数 1件 132,300円
 2) 公有財産の使用許可事務において、平成28年4月から期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
(注意事項) 3件 (支出2、物品1)

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月2日、12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件 (支出1、給与1)	

監査対象所属	都留風韻館高等学校 (谷村工業高等学校、桂高等学校)
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月9日、平成29年1月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	富士北陵高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (支出1)	

1) 昨年度の定例監査で、3万円未満の寝具一式を購入する際の支出科目について、消耗品費とすべきところ備品購入費として処理されていたため指導事項とした。その改善措置として、適正な支出科目に更正する旨の報告があつたが、今年度の監査で確認したところ科目更正の手続きが行われていなかった。
(指導事項) 3件 (給与3)
 1) 住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなつていた。
 2) 雑部金の出納に誤りがあり、社会保険料の残高が過少となつていた。また、平成28年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあつたが、そのまま繰越されていた。
 3) 代替職員の実金支給に係る給与が給与資金前職職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。
(注意事項) 2件 (支出1、給与1)

監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月1日、12月27日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 平成27年9月1日から平成28年7月31日まで勤務した臨時職員の年次有給休暇について、誤って10.5日付与しており、また、分単位での取得を認めていた。このため、年次有給休暇が、本来取得可能であった10日を、5時間30分超えて取得されており、超過分について賃金が過大に支給されていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 入学願書及び証明書交付申請書に貼付してある収入証紙に消印がされていないものがあった。また、証明書交付申請書に貼付してある収入証紙の消印日に誤りのあるものがあった。
(注意事項) 2件 (収入1、給与1)

監査対象所属	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)
 1) 一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務の委託契約書において、処分業務が単価契約となっていたが、予定数量が記載されていた。また、違約金条項に単価契約分が記載されていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	盲学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)
 1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていない。
 2) 業務委託の単価契約書の記載内容について、契約解除に関する違約金条項の記載が、単価契約のものとなっていない。
 ①産業廃棄物収集・運搬委託 (平成27年度分、28年度分)
 ②産業廃棄物処分委託 (平成27年度分、28年度分)
 ③盲学校スクールバス運転代行業務委託 (平成27年度分、28年度分)
(注意事項) なし

監査対象所属	ろう学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 産業廃棄物の処分等の委託契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し、保存しなければならぬが、行われていなかった。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、契約書の作成を省略していた。
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月15日、平成29年1月25日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	あけぼの支援学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 住居手当の支給終了年月の認定に誤りがあり、1か月分支給が不足していた。
(注意事項) なし

監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月8日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 平成28年度消防用設備保守点検業務について、財務規則に定める契約手続きを行わないまま、点検業務を業者に行わせていた。このため、監査日現在、支払等ができない状態となっていた。
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)
 1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の点検について、本校の点検業務が、本来実施すべき時期から2か月以上経過した後に行われていた。
 2) 平成28年度浄化槽保守点検管理業務委託契約について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。
(注意事項) 2件 (支出1、給与1)

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月28日、12月20日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 扶養手当の認定において、支給額が加算されていたが扶養親族簿による認定・確認がされていなかった。また、扶養親族のうち一人が支給終了になり、支給額が改定されていたが扶養親族簿による認定・確認がされていなかった。
(注意事項) 2件 (給与2)	

監査対象所属	富士見支援学校
監査対象期間	平成27年11月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月24日、平成29年1月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 公共料金の資金前渡口座において、下水道接続に伴う下水道料金の入金不足により、既に入金されていたガス料金の一部が下水道料金として振り替えられた。このため、ガス料金が残高不足により振替不能となり、延滞利息が発生していた。
(注意事項) なし	

監査対象所属	ふじざくら支援学校
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月15日、平成29年1月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	かえで支援学校
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 通勤手当の認定において、通勤届(第1号様式)の決定事項欄の通勤手当額が記入されていないものがあった。また、決定事項欄の該当するものにシ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、未記入のまま手当が認定されていた。
(注意事項) 3件 (支出1、給与2)	

監査対象所属	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定がされていなかった。
(注意事項) なし	

監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成27年8月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (契約1、重点事項1)	1) 産業廃棄物収集・運搬契約において、契約書の契約金額が誤って記載されており、契約日の記載もなかった。また、産業廃棄物処理・処分契約においても、契約書の処分単価が誤って記載されていたものがあった。 2) 平成27年度公共料金の見込私に係る自動口座振替において、公衆電話維持管理料(役務費)の支出命令が遅れたため、公共料金資金前渡口座にまとめて入金されていた電気料等(需用費)から振り替えられていた。
(注意事項) なし	

監査対象所属	南甲府警察署
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月10日、12月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (物品1、重点事項1)	1) 賃借物品である監視用ネットワークカメラについて、財務規則第168条に定める占有物品受人調書が作成されていなかった。 2) 平成27年度公共料金の見込私に係る自動口座振替において、公衆電話維持管理料(役務費)の支出命令が遅れたため、公共料金資金前渡口座にまとめて入金されていた電気料及びガス料(需用費)から振り替えられていた。
(注意事項) なし	

監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	基崎警察署
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月31日、12月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成27年8月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	飯沢警察署
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月27日、12月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	笛吹警察署
監査対象期間	平成27年10月～平成28年8月
監査実施日	平成28年11月7日、12月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	日下部警察署
監査対象期間	平成27年9月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (支出1)	

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月26日、11月25日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
1) 公共料金等の確定払に係る自動口座振替において、日本放送協会放送受信料(使用料及び賃借料)の支出命令が遅れたため、公共料金資金前渡口座へ先に入金されていた電気料金(需用費)から振り替えられていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	大月警察署
監査対象期間	平成27年10月～平成28年7月
監査実施日	平成28年10月25日、12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成27年8月～平成28年9月
監査実施日	平成28年12月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 不要文書の収集及び運搬並びにリサイクル処理業務は単価契約だが、契約書の違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) なし	

8 平成28年度の定例監査の実施状況

平成28年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(平成28年11月28日発行(山梨県公報号外第六十四号))と今回の結果を合わせ下表のとおりである。

1) 定例監査箇所一覧表

平成28年度の定例監査対象箇所数は、261所属で、前年度と比較して1所属の増となっている。これは組織改正によるものである。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部	5	1		6
県民生活部	7	8		15
リニア交通局	2	1		3
総務部	8	2		10
防災局	2	1		3
福祉保健部	9	18		27
森林環境部	8	5		13
エネルギー局	1			1
産業労働部	7	7		14
観光部	4	1	1	6
農政部	9	12		21
県土整備部	15	13		28
出納局	2			3
企業局	2	4		6
教育委員会	10	49	1	60
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合 計	125	134	2	261

※参考 平成27年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合 計	123	135	2	260

2) 監査の結果

平成28年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

平成28年度実施分 A		平成27年度実施分 B		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)		平成28年度と平成27年度との対比(A-B)																	
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計	区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計	区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			2	6		3	3				15	指摘事項			2	4		3	3				16	指摘事項			2	4		3	3				16
指導事項		77	24	50	35	37	40	5	8	4	280	指導事項		72	23	44	29	34	63	15	11		291	指導事項		72	23	44	29	34	63	15	11		291
注意事項		5	22	32	23	2	34	2	4		124	注意事項		2	5	9	4	1	16	5	3		45	注意事項		2	5	9	4	1	16	5	3		45
意見					1	1					2	意見											0	意見										0	
合 計	0	82	48	88	59	43	77	7	12	5	421	合 計	2	78	28	53	33	82	20	20		1	352	合 計	2	78	28	53	33	82	20	20		1	352

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	▲2	▲4	2	6		3			▲6	▲1	▲1
指導事項		5	1	6	6	3	▲23	▲10	▲3	4	▲11
注意事項		3	17	23	19	1	18	▲3	1		79
意見					1	1					2
合 計	▲2	4	20	35	26	8	▲5	▲13	▲8	4	69

9 総合的な意見

平成28年度の定例監査においては、昨年度と比較すると、指摘事項は1件、指導事項は11件減少したが、注意事項が79件、意見が2件増加しており、全体で69件増加している。事務処理ミスの防止に向けて、各所属においては法令等に則り事務処理が適切に行われていることを確認する体制を強化し、制度所管課においては事務処理における注意点等について所属や担当者へ情報提供するなど、組織的な取組をより一層行う必要がある。また、今年度重点事項とした、公共料金の支払に係る自動口座振替事務については、新たな事務処理に不慣れたことが原因と考えられる誤りがあったことから、各所属においては制度や運用等の変更点に十分注意して事務処理を行うよう努められたい。

平成28年度 定例監査重点事項・行政監査実施結果

平成28年度定例監査重点事項・行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ

公共料金の支払いに係る自動口座振替事務は、適切に行われているか。

2 監査の目的

公共料金等の支払いについては、支払事務の効率化及び支払遅延防止の観点から、平成16年度から、自動口座振替が可能となり、主に、納付書払又は自動口座振替の方法で行っている。

今後、更なる事務の簡素・効率化及び適正な資金管理の観点から、「公共料金の支払いに係る自動口座振替処理についての一部改正（平成27年5月19日付け出管第297号出納局管理課長通知）」（以下「管理課長通知」という。）が発出されたことにより、これまで1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡（以下「確定払」という。）していたものが、電気料、ガス料、電気通信料については、複数月分（5月から翌年2月までの10か月分）をまとめて資金前渡（以下「見込払」という。）し、口座で管理することが可能となった。

しかし、見込払した分を使い切るまでの間、適正な執行管理や資金管理を行う必要があることや、従来の事務処理とは異なる精算方法など、新たに留意すべき事務が生じている。

このことから、制度や運用等が変更になった際に早い段階で重点的に監査を行うことで、誤った事務処理がある場合は、早期に是正することができ、注意喚起を促すことで適切な事務処理につながる効果がある。

併せて、自動口座振替及び見込払の導入による事務の削減効果や制度上の問題点等について、監査を行うことにより、なお一層の適切かつ効果的な事務の執行に資することを目的とする。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成28年4月20日から平成29年2月6日

2 監査の着眼点

(1) 自動口座振替（見込払）の事務処理は、適切に行われているか。

(定例監査重点事項)

(2) 自動口座振替（確定払及び見込払）による支払事務は、効果的に執行されているか。

(行政監査)

3 監査の実施方法

(1) 実施方法

平成27年度の公共料金の支払いに係る自動口座振替を行った所属に対して、事前重点事項・行政監査調査書の提出を求め、定例監査時に重点事項・行政監査確認票により実施状況を確認した。

(2) 監査対象機関及び監査対象とした事務

① 監査対象機関

公共料金のうち、電気料、ガス料、電気通信料のいずれか、もしくはその複数を自動口座振替で支払っている次の110所属を対象とした。

ア 知事部局・人事委員会事務局（本庁15・出先機関34）（49所属）

イ 教育委員会（本庁1・県立学校32・出先機関2）（35所属）

ウ 警察本部（各課14・警察署12）（26所属）

② 監査対象とした事務

ア 定例監査重点事項

平成27年度に自動口座振替（見込払）を行った電気料、ガス料、電気通信料の事務処理

イ 行政監査

平成27年度に自動口座振替（確定払及び見込払）を行ったアに掲げる経費の事務処理

第3 公共料金に関する支払方法の事務削減効果等

公共料金に関する支払方法の事務削減効果等は、次のとおりである。

1 納付書払（毎回、金融機関の窓口へ所定の書類を持参して支払う方法）の問題点等

・支払の都度、職員が金融機関の窓口へ出向き、支払処理完了まで窓口で待機
・納付書払による支払いが支払案内書が必要となるため、それに伴う関係経費（用紙代・印刷代・発送代）が発生し、事務処理コストが割高
・納付日に金融機関の窓口へ書類を持参できずに支払遅延になるという事案があった。

2 自動口座振替（確定払）（その都度必要な額を資金前渡口座へ入金し、自動で引き落とし方法）のメリット

・金融機関の窓口への職員の移動時間や窓口での待ち時間の削減
・支払案内書関係経費（用紙代・印刷代・発送代）の削減
・金融機関の窓口へ書類を持参する必要がないため、持参忘れによる支払遅延の防止

3 自動口座振替（見込払）（複数月分をまとめて資金前渡口座へ入金し、自動で引き落とし方法）のメリット

・自動口座振替（確定払）のメリットと支出命令書の作成忘れによる支払遅延の防止
・支出命令書作成事務の削減（全所属実施の場合：年間約4,600件（約8割）の減）
・支出命令書決裁・審査事務の削減（事業担当所属・幹事課・出納局・地域果民センターの各決裁者）

※ 新たに見込払を導入することで、公共料金等口座管理簿や前渡資金出納書・精算書の作成などの事務処理が若干増えるが、上記のメリットを上回るほどではない。

第4 監査の結果及び意見

1 自動口座振替による事務処理の概要 (定例監査重点事項)
(1) 自動口座振替の実施状況

平成27年度中に、電気料、ガス料、電気通信料のいずれかもしくは複数を支払った143所属のうち、110所属(77%)が自動口座振替で支払いを行ったが、3所属(2.3%)が納付書払で支払い、自動口座振替を導入していなかった。

また、自動口座振替で支払いを行った110所属のうち、50所属(45%)が確定払で支払いを行い、60所属(55%)が見込払(確定払との併用を含む。)で支払いを行った。

なお、監査対象部局別の内容は、以下のとおりである。

部局等	納付書払 所属数	見込払を実施(確定払と併用を含む)							
		確定払を実施		うち見込払額					
		所属数	年間支出額	所属数	年間支出額				
総合政策部	1	1	45,599	45,599	0	0	0	0	
県民生活部	1	10	125,600,739	881,511,072	3	30,584,412	2,179,605	28,249,526	
リニア交通局	0	1	0	0	1	1,017,989	546,700	123,059	
総務部	1	4	2,411,244	2,411,244	2	248,893	116,370	38,225	
防災局	2	1	42,072	42,072	0	0	0	0	
福祉保健部	6	9	8,563,707	8,563,707	6	86,230,373	34,048,681	38,416,944	
森林環境部	2	2	0	0	2	2,200,993	1,065,590	347,571	
エネルギー局	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業労働部	2	5	8,073,288	6,987,533	2	1,130,209	738,321	391,888	
観光部	1	2	205,117	148,040	1	87,864	51,254	38,610	
農政部	3	7	10,018,992	3,022,412	4	10,838,606	2,291,094	1,355,615	
県土整備部	2	6	6,409,880	884,085	5	41,901,477	25,802,885	18,451,578	
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会事務局	0	1	0	0	1	11,868	8,901	2,867	
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	11	35	125,184,503	84,098,578	10	54,703,680	19,555,061	9,170,994	
警察本部	0	26	55,872,247	7,444,984	23	348,872,603	85,799,100	43,092,081	
合計	33	110	50	342,447,488	201,719,926	60	577,826,987	172,202,762	137,676,658
									△ 3,837,721

(2) 自動口座振替(見込払)の実施状況

今回の監査対象である電気料、ガス料、電気通信料について、そのいずれかもしくは複数の公共料金を見込払で支払った60所属のうち、電気料を見込払で支払った所属は38所属、ガス料を見込払で支払った所属は7所属、電気通信料を見込払で支払った所属は46所属であった。(重複する所属あり。)

監査対象部局別、各公共料金別の内容は、以下のとおりである。

部局等	自動口座振替 実施所 属数	電気料		ガス料		電気通信料				
		見込払 実施所 属数	年間支出額	見込払 実施所 属数	年間支出額	見込払 実施所 属数	年間支出額			
								うち見込払額	うち見込払額	
総合政策部	1	0	0	0	0	0	0			
県民生活部	10	3	20,628,710	57,374	0	0	3	8,995,702		
リニア交通局	1	1	818,429	438,800	0	0	1	199,950		
総務部	4	2	0	0	1	11,987	6,549	238,908		
防災局	1	0	0	0	0	0	0	0		
福祉保健部	9	6	76,640,029	29,386,375	1	261,782	177,081	6	9,329,982	
森林環境部	2	2	0	0	0	0	2	1,601,518		
エネルギー局	0	0	0	0	0	0	0	0		
産業労働部	5	2	0	0	1	22,256	13,468	2	1,107,953	
観光部	2	1	0	0	0	0	0	1	87,864	
農政部	7	4	9,080,929	1,256,864	0	0	4	1,755,677		
県土整備部	6	5	34,771,671	21,435,646	0	0	5	7,129,806		
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0		
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0		
人事委員会事務局	1	1	0	0	0	0	1	11,868		
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0		
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0		
教育委員会	35	10	49,034,085	16,308,295	2	2,238,686	1,479,011	9	3,430,909	
警察本部	26	23	188,373,084	42,929,409	2	5,248,581	1,317,224	10	155,050,258	
合計	110	60	38	379,946,392	111,810,724	7	7,782,772	2,993,334	46	189,897,803
										57,389,704

(3) 指導事項の件数

平成28年度に行った定例監査重点事項の結果は次表のとおりであり、8所属8件の不適切な事務処理が認められた。
なお、不適切な事務処理は指導事項のみであり、指摘事項とされたものはなかった。

監査対象 所属数	前渡資金精算事務の誤り			支出処理の遅延・支出科目の誤り			合 計
	出張書等の 未作成	出張書等の 未提出	精算処理の 遅延	費外料の 支出遅延	ガス料等の 支出遅延	電気通信料の 支出遅延	
本 庁	30	0	1	1	2	1	3
出先機関	80	2	0	0	2	1	5
計	110	2	1	1	4	2	8

前渡資金精算事務の誤り (4所属・4件)

・見込払で資金前渡した分を使い切った後、財務規則第72条及び管理課長通知に定める前渡資金出納書・精算書を作成すべきところ、作成していなかった。

2件

・見込払の前渡資金精算において、前渡資金出納書・精算書を作成して所属内で決裁はされていたが、財務規則第72条及び管理課長通知に定める会計管理者への提出が行われていなかった。

1件

・見込払の前渡資金精算が、財務規則第72条及び管理課長通知に定める処理期限である5日以内を超えて行われていた。

1件

支出処理の遅延・支出科目の誤り (4所属・4件)

・電気料(需用費)の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電気通信料(役員費)から振り替えられていた。

2件

・ガス料(需用費)及び電気通信料(役員費)の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電気料(需用費)から振り替えられていた。

1件

・電気通信料(役員費)の不足額の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電気料(需用費)とガス料(需用費)から振り替えられていた。

1件

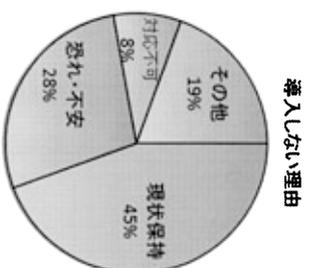
2 自動口座振替による事務処理の概要 (行政監査)

(1) 自動口座振替導入の状況

平成27年度中に、電気料、ガス料、電気通信料のいずれかもしくは複数を支払った143所属のうち、自動口座振替を導入している所属は110所属(77%)で、自動口座振替を導入していない(納付書払で支払)所属は33所属(23%)であった。

① 自動口座振替を導入しない理由は、次のとおりである。

導入しない理由	分類	所属数
銀行窓口に行く手間は変わらない	現状保持	8
現状不便は感じていない、負担は変わらない	現状保持	6
現状の方が間違いない	現状保持	2
事務量や負担が増える恐れがある	恐れ・不安	6
制度導入に不安がある	恐れ・不安	4
予算金額の不足・県外のため不可	対応不可	3
特に理由はない	対応不可	2
その他(全庁的に導入の指示がない限り導入は考えていない等)	その他	5
合 計		36

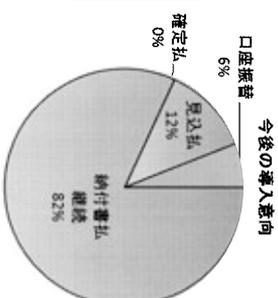


※複数回答あり

現状保持の意見は45%であり、制度及び事務処理が十分理解できていないため、事務量や負担が増える恐れや制度導入に不安を感じている意見が28%であった。

② 自動口座振替を導入していない33所属の今後の導入意向は、次のとおりである。

今後の導入意向	所属数
納付書払継続	27
自動口座振替(確定払)	0
自動口座振替(見込払)	4
口座振替	2
計	33



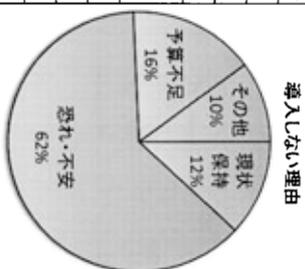
今後も、納付書払を継続するとした所属は27所属(82%)で、自動口座振替を導入するとした所属は4所属(12%)である。

(2) 自動口座振替(確定払)を導入している所属の状況

平成27年度中に、電気料、ガス料、電気通信料のいずれかもしくは複数を支払った110所属のうち50所属(45%)が確定払による支払いを行っており、見込払までに行っていない。

① 自動口座振替（確定払）は導入しているが、見込払を導入しない理由は、次のとおりである。

導入しない理由	分類	所属数
他勤務で銀行窓口に行くので手間は変わらない	現状保持	3
現状不便は感じていず、負担は変わらない	現状保持	3
現状の方が間違いない	現状保持	7
事務が煩雑（口座管理簿の作成・前渡資金精算書の作成・れい入処理等）になる恐れがある	恐れ・不安	53
事務処理ミス発生への不安	不安	15
予算令達額の不足	予算不足	17
特に理由はない	その他	2
その他	その他	9
合 計		109

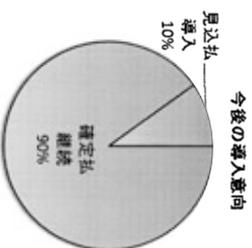


※複数回答あり

現状保持の意見は12%、予算令達額の不足との意見は16%であり、れい入処理などの事務が煩雑になる恐れや、それに伴い生じる事務処理ミスへの不安を感じている意見が62%に上っている。

② 見込払を導入していない50所属の今後の導入意向は、次のとおりである。

今後の導入意向	所属数
確定払継続	45
見込払導入	5
計	50



今後、確定払を継続とした所属は45所属（90%）で、見込払を導入するとした所属は5所属（10%）に過ぎない。

(3) 自動口座振替（見込払）を導入している所属の状況

自動口座振替を導入している110所属のうち、見込払で支払いを行っている60所属（55%）における見込払に対する意見等は次のとおりである。

- ① 見込払を導入している上で感じるメリット
 - ・毎月の支出命令が不要となり、事務の省力化・効率化の効果は大きい。
 - ・支払い忘れが防止され、支払遅延による延滞金の発生を防ぐことができる。

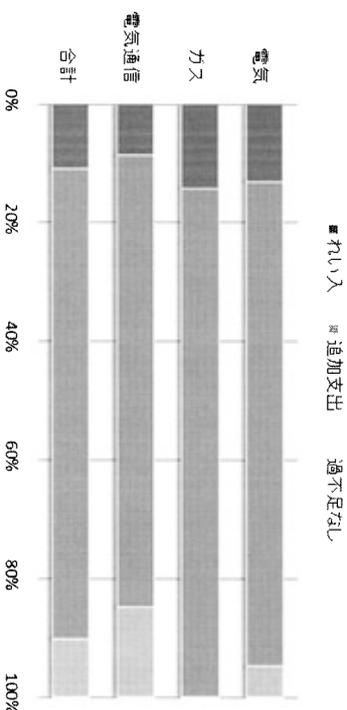
② 見込払を導入している上で感じる課題・デメリット（すべての入出金状況を公共料金等口座管理簿（以下「口座管理簿」という。）に記録して管理するなど、事務処理が煩雑化している。
 ・れい入手続きが、出納閉鎖の時期と重なる。
 ・合同庁舎のように経理事務が集中化されている所属は、契約件数が多く、複数の担当者で支払事務を行っており、口座管理が難しい。 など

③ 事務簡素化への提案・要望

- ・見込払対象経費の拡大（口座振替を選択できる相手方の経費については、すべて見込払の対象に）
- ・見込払対象期間の弾力的な運用
- ・見込払対象期間の様式簡略化・作成省略、電子システム化等
- ・れい入処理の簡略化
- ・事務処理に関する情報提供・周知 など

なお、見込払を行っている対象経費ごとの精算状況は次のとおりであり、見込払を導入するに当たりデメリットとされているれい入処理は、見込払を行った延べ91所属のうち10所属（11%）に過ぎない。

経費	見込払導入			(延べ所属数)
	れい入	追加支出	過不足なし	
電気	38	5	31	2
ガス	7	1	6	0
電気通信	46	4	35	7
合計	91	10	72	9
		11%	79%	10%



(4) 自動口座振替（見込払）による支出命令書の削減状況

自動口座振替（見込払）を導入した所屬においては、平成27年度の見込払対象期間中に、167件の支出命令書により支払処理を行っていた。一方、見込払導入以前の納付書払又は確定払により支払いを毎月行っていたとした場合には、約1,050件の支出命令書の作成が必要であったと見込まれ、今回見込払を導入したことにより、約900件の支出命令書の削減が図られており、導入所屬が一部にとどまった初年度においても、十分に事務の削減効果が確認された。

3 監査結果に基づく意見

3-1 自動口座振替（見込払）の事務処理の適切な執行について（定例監査重点事項）

監査を実施した結果、概ね適切に行われていると認められたが、一部において不適切な事務処理が見受けられた。

平成28年度定例監査の結果、自動口座振替の事務処理にかかる指導事項は8所屬8件であった。その内容は、財務規則や管理課長通知の理解不足による精算事務の誤りと、支出命令の作成が遅れて振替日までに入金できず、他の支出科目で入金されていた前渡資金から振替が行われていたことであった。以下、定例監査重点事項について意見を述べる。

(1) 前渡資金精算事務の誤り（4所屬・4件）

見込払の前渡資金精算事務は、財務規則第72条及び管理課長通知において、見込払で資金前渡した分を使い切った後、5日以内に手書きの前渡資金出納書・精算書を作成のうえ、口座管理簿や関係書類一式を添付して決裁を行い、その後、会計管理者もしくは財務審査幹等に提出するとされている。

しかし、2所屬で前渡資金を使い切ったにもかかわらず、前渡資金出納書・精算書を作成していなかった事案があったほか、前渡資金出納書・精算書を作成して決裁したが、その後、会計管理者に提出されなかった事案が1所屬、前渡資金出納書・精算書の作成が処理期限の5日以内を超えて行われていた事案が1所屬あった。

これについては、いずれも財務規則第72条及び管理課長通知の内容を担当者が十分に理解していなかったことが要因である。

制度所管課においては、今後も、各地域県民センター主催の事務研修会など、あらゆる機会を通じて、わかりやすい事務処理の説明や制度の周知徹底を図るとともに、事務処理を行うに当たって留意すべき事項を職員ポータルシステムのインフォメーション等に掲載することなどにより、各所屬の担当者に対して注意喚起を促さるべし。

(2) 支出処理の遅延・支出科目の誤り（4所屬・4件）

① 支出処理の遅延及び支出科目の誤りについては、見込払の電気料の前渡資金が前月までの振替で残り少なくなっていたが、電力会社から送付される「電気使用量のお知らせ」が届いた後に請求書が送付されるものと所屬の担当者が誤認していたため、電気料の入金が振替日に間に合わなくなり、すでに口座内に入金されていた電気通信料から振り替えられてしまったという事案が2所屬であった。

また、ガス料において、口座振替前にガス会社から事前連絡通知が送付されると担当者が誤認していたため、振替日までに入金が間に合わず、すでに口座内に入金されていた電気料から振り替えられてしまった事案が1所屬であり、当該所屬では、電気通信料を誤って請求額より少ない額を入金したため、不足分が電気料から振り替えられていた。

今後、納付書から自動口座振替に支払方法を変更する所属においては、どのような通知が支払相手から送付されるのかを十分に確認したうえで支払事務を行うよう留意されたい。

また、本事案は、口座内の前渡資金の残額が少なくなる年度末において特に発生する可能性が高いことから、口座振替予定額を確認した後、口座管理簿に記載された前渡資金の残額と突合することが非常に重要である。

② 管理課長通知において、自動口座振替の見込払をした場合、適正な執行管理及び資金管理のため、担当者は口座管理簿を作成して日々の入出金の状況を記録することとされている。

また、口座管理簿の記載例においても経費ごとに記載することになっているが、担当者が総額で一括管理することができると誤認していたため、電気通信料の不足分が口座内にあつた電気料とガス料から振り替えられてしまったという事案が1所属であつた。

これは、管理課長通知を担当者が十分に理解していなかったことが要因であることから、制度所管課は、前渡資金精算事務の誤りの事案と併せて各所属の担当者に対して自動口座振替の事務処理方法を改めて周知された。

また、こうした事務処理においては、担当者が制度を理解することはもちろんであるが、管理課長通知に、各所属の総括課長補佐又は次長等は毎月末日に口座管理簿と入出金明細とを突合して金額を確認したうえで、確認年月日の記載と確認印の押印を行うことと明記されていることから、所属内の複数の職員が口座管理簿の記載内容を確認することにより再発防止に努められたい。

3-2 自動口座振替（確定払及び見込払）の効果的な執行について（行政監査）

（1）事務の削減効果について

監査を実施した結果、公共料金の支払いがある143所属の77%において、自動口座振替が導入されており、見込払については、初年度ということもあり、導入所属は全体の42%であつた。一方、全体の23%の所属においては、自動口座振替が導入されておらず、納付書により支出事務を行つていた。

自動口座振替（確定払・見込払）は、支払時に支払案内書を要しないため、納付書に比べて、金融機関への持ち込みに伴う人的コストや支払案内書関係経費の削減を図ることができる。

特に、見込払については、上記の削減効果に加えて、複数月分をまとめて口座へ入金するため、当該期間中、各所属における支出命令書作成事務と併せ、幹事課・出納機関等における支出命令書決裁・審査事務の削減も図られることになり、全庁規模でより大きな事務の削減効果が認められる。

（2）制度上の問題点等について

以下に、自動口座振替の更なる効果的な執行を図っていく上で、監査を通じて明らかとなつた課題・問題点と留意すべき事項について、意見を述べる。

① 自動口座振替への移行について

今回の監査において、依然として納付書により支払いを行つている所属が33所属あつた。これらの所属の多くは、単に現状の取扱いに不都合を感じていないことや制度の理解不足から、従前からの納付書払を継続している状況にあつた。

これらの所属においては、事務の削減効果を考慮して、対応不可能な所属を除き、速やかに自動口座振替への移行を図られたい。

② 見込払への移行について

自動口座振替で支払いを行つた110所属のうち、45%に当たる50所属においては、毎月必要な額を資金前渡する確定払による支払いを継続していた。

確定払を行つている所属においては、見込払を導入することにより事務が煩雑になると感じており、更には、それが事務処理ミスにつながることを不安に感じている。こうした「恐れ・不安」が見込払を導入しない理由の6割以上を占めている一方で、実際に、多くの所属が危惧しているらしい入処理を行う必要が生じた所属は、全体の約1割に過ぎなかつた。

こうしたことから、各所属においては、制度及び事務処理の正確な理解に努め、漠然とした恐れ・不安に基づいた先入観を払拭すべきであり、制度所管課においても、より分かりやすい制度及び事務処理の周知に努められたい。

③ 見込払の制度運用上の課題について

見込払を行つている所属においては、毎月、支出命令書を作成する必要がなくなつた一方で、口座にまとめて入金したものを、口座管理簿の作成など経費ごとに

厳格に管理していく必要が生じたために、事務が煩雑化し、契約件数が多い所属ほど口座の管理が難しいと感じている。

制度所管課においては、見込払をより使いやすい制度としていくために、まず、口座の管理をより簡易な方法で可能とする方策を検討されたい。例えば、口座管理簿について、パソコンの機能を活用してシステム化を図り、簡易な入力により口座の管理が可能となるようなマニュアルを作成・配付することが、効果的と考える。

また、口座管理簿の作成は、適正な口座管理のために必要であることや、削減が図られる事務に比べればわずかな事務量であることなど、新たに生じた事務の必要性等を周知するとともに、処理方法を記載した分かりやすいマニュアルの作成や、必要な事務処理を適確に行っているか確認するためのチェックリストを示すことなどにより、見込払への移行が円滑に進むよう取り組まれたい。

なお、見込払の導入によるメリットを強く感じている所属からは、見込払対象経費の拡大や、見込払対象期間の弾力的な運用について、制度の充実に向けた前向きな意見も寄せられていることから、併せて検討されたい。

3-3 総括的な意見

今年度の定例監査重点事項・行政監査では、公共料金の支払いに係る自動口座振替事務が適切に行われているかを監査のテーマとし、平成27年度から導入された見込払が適切に行われているか、また、確定払と併せて自動口座振替による支払事務は効果的に執行されているかという点について、監査結果に基づく意見の中で明らかにした。

まず、自動口座振替の確定払及び見込払を導入するメリットについては、第3で述べたとおり明白に認められるので、非効率的な納付書払により支払いを行っている所属においては、対応不可能な所属を除き、速やかに自動口座振替への移行を図られたい。

次に、新たに制度化された見込払については、導入に当たって、適正な執行管理や資金管理を行う必要があることや、従来 of 事務処理とは異なる精算方法など、新たに留意すべき事務が生じている。

定例監査重点事項の監査結果からは、各所属において財務規則や管理課長通知を十分に理解していないことが伺えたことから、こうした点に留意して適切に事務処理を行うことが求められる。

一方で、行政監査においては、導入に伴って生じる新たな事務処理について、各所属の担当者は煩雑化していると感じており、見込払の導入に否定的な意見が見受けられた。

しかしながら、見込払を導入することにより、各所属における支出命令書の作成事務の削減のみならず、支出命令書の決裁・審査事務に携わる幹事課・出納機関等における事務の削減が図られ、県庁全体では大幅な事務処理の削減も図られることが、今回の監査において確認された。

見込払を導入していない所属においては、こうした全庁的な事務削減効果を考慮した上で、見込払の導入について、再度、検討されたい。

制度所管課においては、見込払の導入を促進するためにも、制度の理念と導入による効果を具体的に例示して改めて周知するとともに、工夫を重ね、より使いやすい制度となるよう見直しに努められたい。

なお、見込払導入による事務削減効果が、幹事課、出納機関など部局横断的に全庁に及ぶことから、事務改善所管課においては全庁的な導入に向け検討されるとともに、幹事課においても所要額が確保されるよう予算令達等に協力されたい。

■参考資料

公共料金等の支払に係る自動口座振替について

【制定】平成16年3月29日 出管 1第3-3号
 【改訂】平成27年5月19日 出管第297号

1 自動口座振替の定義

自動口座振替とは、各所属の資金前渡職員が設ける預金口座から、債権者の口座へ県が支払うべき金額を、その支払の都度、県から金融機関への指示を要せずに口座振替により支払う方法をいう。以下、自動口座振替に使用する預金口座を「口座」という。

2 自動口座振替ができる経費

地方自治法施行令第161条第1項及び財務規則第71条第1項に規定する資金前渡ができる経費のうち、以下の経費を対象とする。

ただし、対象となる経費であっても財務規則第79条に規定する「口座振替支払」が可能である場合（例えばL.P.ガス）は、その方法によるものとする。

- ① 電気料
- ② ガス料
- ③ 電気通信料
- ④ 水道料
- ⑤ 下水道使用料
- ⑥ 後納郵便料
- ⑦ 社会保険料（労働保険料を含む）
- ⑧ NHK受信料

なお、通常は自動口座振替1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡するものであるが、①～③の経費については、15月引落し分（振替分）から翌年2月引落し分（振替分）までの前年度実績額（10か月分）をまとめて資金前渡することができるものとする。

（平成27年度に限り、経過措置として、7月以降、自動口座振替により引き落とされる月分から翌年2月引落し分（振替分）までの前年度実績額とする。）

3 資金前渡職員の指定

各所属において支払を担当する原則リーダー以上の職員を指定すること。

4 口座の開設等

(1) 口座の開設
 各所属は、口座の開設に当たり、山梨中央銀行取扱店に対し、「資金前渡職員（変更）通知及び引落届（公共料金等自動口座振替用）（第1号様式）」及び銀行所定の「申込書、共通引落票」を提出すること。

口座種別は「決済用普通預金」、口座名義は「所属名 公共 資金前渡職員 職氏名」とし、開設時に使用する印鑑は「公印」（山梨県公印現行等に定める各所属の長の印）を用いるものとする。（キャッシュカードを作成することはできない。）

(2) 「山梨中銀B i zダイレクト」（インターネットバンキング）の利用
 各所属は、「山梨中銀B i zダイレクト」を利用して執行状況の把握を行うために、山梨中央銀行取扱店に対し、「山梨中銀B i zダイレクト利用申込書」を提出すること。

(3) 各収納企業等への申込

各収納企業等に対し、自動口座振替の申込を行うこと。収納企業等によって、振替方法が異なるため、各所属の事務負担を考え、収納日などを慎重に決定すること。電気料については、地域県民センター等契約件数が多い所属があるため、必ず所管の各営業所と協議を行い、必要な措置をとること。

※口座振替申込書類の入手先等

- ① 電気料・水道料・下水道使用料・ガス料・電話料・NHK受信料
- ・山梨中央銀行各支店…「公共料金預金口座振替依頼書」（ただし、電話料はN.T.T.のみの対応）
- （各収納企業等から直接入手することも可能）

- ② 後納郵便料
- ・甲府中央郵便局等…「預貯金口座振替支払依頼書・自動お込み利用申込書」等
- ③ 社会保険料（労働保険料を除く）
- ・甲府・竜王・大月の年金事務所…「保険料口座振替納付（変更）申出書」
- ④ 労働保険料
- ・厚生労働省ホームページ…「保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」
- ⑤ その他の携帯電話等の経費…各収納企業に照会

5 支払手続

債権者から送付される請求書等に基づき、金額（振替予定額）、自動口座振替日（以下「振替日」という。）等を確認の上、支出命令書を作成すること。（金額や振替日が確認できないものは不可）

なお、5月引落し分（振替分）から翌年2月引落し分（振替分）までの前年度実績額（10か月分）をまとめて資金前渡する場合は、5月の初回引落し以外の請求書等は必要ない。

電気料について、地域県民センター等契約件数が多い場合には、検針日から約5日後に送付される「電気料金集約内訳書」をもとに支出命令書を作成することができる。また、検針日から約2日間の間にメンバーの変更契約等を行う場合は、請求金額が相違する場合がある。このため、他の経費も含め、契約変更をする場合は、営業所等と協議し、慎重を期すこと。

(1) 債権債務者情報の登録

資金前渡職員名義の口座情報等を財務会計システムに登録すること。

(2) 支出命令書の作成

① 支払日 通常払とし、振替日を支払日として指定すること。
 （5月引落し分（振替分）から翌年2月引落し分（振替分）までの前年度実績額（10か月分）をまとめて資金前渡する場合は、5月の初回の振替日を支払日として指定）

- ② 支出区分 「資金前渡（精算なし）」
- ③ 支払区分 「口座振替支払」

(3) 対象経費に私用分が含まれている場合の取扱い
 自動口座振替を行うおうとする場合で、対象経費に私用分が含まれる場合の取扱いについては、出納局管理課へ連絡し、指示を受けること。

6 前渡資金の精算等

(1) 自動口座振替1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡したものの(従前の方法)

- ① 過不足なく自動口座振替された場合
前渡資金出納書・精算書の作成は不要
- ② 誤って多く前渡し、自動口座振替された場合
速やかに出納局管理課へ連絡し、指示を受けること。
(例えば、水道料については、検針票の記載金額が「口座振替引前の額」である場合があるので、支払にあたっては金額に不一致がないよう注意すること。)
③ 誤って少なく前渡し、自動口座振替されなかった場合又は誤って前渡せず、振替日に遅れた場合
本来このようなことはあってはならないが、直ちに債権者へ連絡し、可能である場合は、納期限に遅れないように追加分又は新規の支出命令書を作成のうえ、納付するなどの必要な措置をとるとともに、支払完了後、手書きの前渡資金出納書・精算書を作成すること。

(振替日に遅れた場合であって、事後の手続が納付書枚のみによる場合は、前渡資金を取り扱っていないので前渡資金出納書・精算書の作成は不要)

(2) 5月引落し分(振替分)から翌年2月引落し分(振替分)までの前年度実績額(10か月分)をまとめて資金前渡ししたもの

- ① まとめて資金前渡しした分を翌年2月までに使い切れない場合は、翌年3月引落し分(振替分)等へ充当することができる。
- ② まとめて資金前渡しした分を使い切り、不足額が生じた場合は、追加の支出命令を行うこと。この場合、以降の支出命令においては、自動口座振替1件ごとに、その都度必要な額を資金前渡すること。
- ③ まとめて資金前渡しした分を使い切った後、5日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に手書きの前渡資金出納書・精算書を作成のうえ、後述の「公共料金等口座管理簿(第2号様式)」や、関係書類一式(5月引落し分(振替分)以降の請求書等を含む)を添付して文書管理システムによる併用決裁を行い、その後、当該書類を会計管理者(カムの場合は財務審査幹等)に提出すること。
- ④ 口座からは現金を直接引き出すことはできないため、万が一、翌年4月までに前渡資金を使い切ることができず口座に残金が生じることが見込まれる場合は、速やかに出納局管理課へ連絡し、指示を受けること。
(残金が生じた場合、管理課で指定する店舗(県庁支店等)において、管理課職員立会いの下、窓口で新しい入の処理を行う。)

7 適正な執行管理及び資金管理

5月引落し分(振替分)から翌年2月引落し分(振替分)までの前年度実績額(10か月分)をまとめて資金前渡しした場合においては、まとめて資金前渡しした分を使い切るまでの間、適正な執行管理及び資金管理のため、次の処理を行うこと。

- (1) 担当者は、「公共料金等口座管理簿」を作成し、日々の入出金の状況を記録すること。
(この場合、まとめて資金前渡しない経費(水道料、社会保険料等)についても、入出金の状況を全て記録すること。)

(2) 各所属の総括課長補佐又は次長等は、毎月末日(まとめて資金前渡しした分を使い切った月においては、使い切った日)に、「公共料金等口座管理簿」と「山梨中銀Bizデータレシート」から出力(印刷)した「入出金明細」を突合して金額を確認した上で、確認年月日の記載と確認印の押印を行うこと。

8 通帳の管理及び職員交替時の処理

(1) 通帳の管理

通帳は、出納局管理課において保管するものとし、所属で一時的に通帳を管理する際は、厳重に保管すること。

(2) 職員交替時の処理

人事異動等により資金前渡職員が交替した場合は、7日以内に引継ぎを行うとともに、口座名義の変更手続(山梨中央銀行取扱店に対する「資金前渡職員(変更)通知及び引継屋(公共料金等自動口座振替用)」及び銀行所定の「共通引継票」の提出)を行うこと。

(口座の解約は、振替ができない場合があるので行わないこと。)

なお、万が一、引継ぎ時に口座に残金がある場合は、「残金を使い切った日」又は「使い切れなかった残金をい入れた日」のいずれか早い日以降に、速やかに口座名義の変更手続を行うこと。

平成28年度 行政監査実施結果

平成28年度行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査のテーマと目的

- 1 監査のテーマ
 ワイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。

2 監査の目的

ワイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野において平成28年1月から開始され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に定められた事務に限り、ワイナンバーの利用が始まっている。

ワイナンバー制度は、行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に關する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること等を基本理念として行っているが、取得したワイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、適正に管理されなければならない。

このため、制度が開始された早い段階において、県の事務を行う上で県民からワイナンバーを取得している事務の実態を把握し、問題点や課題を整理することにより、適正な事務の執行に資することを監査の目的とする。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成28年9月2日から平成29年1月18日

2 監査の着眼点

- (1) ワイナンバーの取得は適正に行われているか。
- (2) 特定個人情報の利用及び提供の制限は守られているか。
- (3) 取得した特定個人情報の取扱い（保管等）は適正に行われているか。

3 監査の実施方法

- (1) 監査対象事務
 番号利用法第9条第1項及び第2項に基づく個人番号利用事務のうち、平成28年6月1日現在において、取扱いが開始されている次の事務（表1）

(表1)

No	事務名	所管課	番号利用法第9条関係 別表第一対応番号及び法律
1	地方規及び地方法人特別給付に関する事務	福祉課	16 地方規正その他の地方規に関する法律
2	生活保護関係事務	福祉保健総務課	15 生活保護法
3	戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事務	国政総務課	20 戦傷病者戦没者遺族等援護法
4	未婚遺棄留守家族等保護法に関する事務	国民保護課	21 未婚遺棄留守家族等保護法
5	戦没者の妻に対する特別給付金支給法に関する事務	国民保護課	40 戦没者の妻に対する特別給付金支給法
6	戦傷病者特別援護法に関する事務	国民保護課	42 戦傷病者特別援護法
7	戦没者の遺族に対する特別中等給付金支給法に関する事務	国民保護課	48 戦没者の遺族に対する特別中等給付金支給法
8	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に関する事務	国民保護課	50 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
9	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に関する事務	国民保護課	53 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
10	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	国民保護課	63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定帰国者の自立の支援に関する法律
11	里親の申請及び登録に係る事務	子育て支援課	07 児童福祉法
12	養育の開始及び終了の届出に係る事務(児童福祉法第24条第1項第1号及び第2号を含む)及び里親に関する事務	子育て支援課	07 児童福祉法
13	助産及び母子生活支援の実施	子育て支援課	09 児童福祉法
14	児童扶養手当の支給に関する事務	子育て支援課	37 児童扶養手当法
15	母子父子寡婦福祉資金貸付・貸付管理事務	子育て支援課	43 母子及び父子並びに寡婦福祉法
16	ひとり親家庭等日常生活支援事業関係事務	子育て支援課	44 母子及び父子並びに寡婦福祉法
17	母子家庭自立支援給付金等給付事務	子育て支援課	45 母子及び父子並びに寡婦福祉法
18	障害児入所給付費等の支給に関する事務	障害福祉課	07 児童福祉法
19	身体障害者手帳の交付に関する事務	障害福祉課	11 身体障害者福祉法
20	精神医療及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び費用の徴収に関する事務	障害福祉課	14 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
21	特別児童扶養手当の支給に関する事務	障害福祉課	46 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
22	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	障害福祉課	47 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律
23	自立支援医療費(精神通院医療)の給付に関する事務	障害福祉課	94 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
24	小児慢性特定疾病医療費の支給事務	健康増進課	07 児童福祉法
25	予防接種事故救済給付に関する事務	健康増進課	10 予防接種法
26	感染症における入院勧告措置費用負担・療養費の支給に関する事務	健康増進課	70 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
27	特定医療費の支給事務	健康増進課	96 難病の患者に対する医療等に関する法律

(2) 実施方法

(表1)に記載の個人番号利用事務取扱所属、合計14所属に対し、平成28年1月から8月までの間における事務処理の状況について、行政監査調査※の提出を求め書面監査を行うとともに、調査の回答状況をもとに12所属に対して、実地監査により関係職員への質疑等を行い状況を確認した。

※ 行政監査調査は、次の法令等に基づき作成

- ・ 番号利用法 (平成28年法律第27号)
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)
- ・ 知事が保有する特定個人情報の保護に係る事務取扱要領 (平成28年1月1日施行 以下「要領」という。)
- ・ マイナンバー制度開始に伴う『個人番号利用事務』及び『個人番号関係事務』に係る特定個人情報の適正な取扱いについて (通知) (平成27年12月3日付け私文第4118号 総務部長及び企画県民部長連名通知 以下「通知」という。)

〔書面監査及び実地監査実施所属〕(12所属)

総務部 総合県税事務所
福祉保健部 国保援護課、子育て支援課、障害福祉課、健康増進課、
中北保健福祉事務所、中北保健福祉事務所狭北支所、
峡東保健福祉事務所、峡南保健福祉事務所、
富士・東部保健福祉事務所、中央児童相談所、都留児童相談所

〔書面監査のみ実施所属〕(2所属)

福祉保健部 障害者相談所、精神保健福祉センター

第3 山梨県における特定個人情報保護対策

1 事務取扱要領の制定

山梨県においては、平成28年1月に、「知事が保有する特定個人情報の保護に係る事務取扱要領」が施行され、知事が保有する特定個人情報の適正な取扱いに係る事務処理について必要な事項が定められている。

2 事務取扱要領の内容

特定個人情報の取扱いとして、次の4つの安全管理措置が規定されている。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

3 特定個人情報保護に向けた取り組み

(1) 組織体制

知事が保有する特定個人情報の管理を総括する特定個人情報総括責任者(総務部長)のもと、各所属長は、特定個人情報保護責任者として、当該所属において特定個人情報を適切に管理することとされている。

また、行政経営管理課長は、特定個人情報監査責任者として、特定個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に点検又は監査を行い、その結果を特定個人情報総括責任者に報告することとされている。

(2) 職員への周知状況

- ・ 平成27年11月 担当者説明会を開催
- ・ 平成27年12月 通知において留意点を周知
- ・ 平成28年10月 職員ポータルにおいて研修を実施

(3) 監査の実施状況

平成29年1月 特定個人情報監査責任者による監査を実施

第4 監査の結果及び意見

1 マイナンバー取得事務の概要

(1) 事務取扱担当者等の明確化及び指定の状況

要領において、「保護責任者は、事務取扱担当者、個人番号利用事務等の範囲及び特定個人情報の範囲を明確にした上で、事務取扱担当者及びその役割並びに各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する」こととされている。

統一的な様式が示されていなかったため、所属によって方法は異なっていたが、各所属工夫をして明確化及び指定が行われていた。

(2) マイナンバーの取得状況

取扱利用事務は14所属延べ66事務であり、実際にマイナンバーの取得が行われていたものは、14所属において延べ43事務であった。このうち県民から直接マイナンバーの取得が行われていたものは、8所属延べ29事務であった。

監査対象所属別の内容は、次表のとおりである。

No	所属	取扱開始利用事務数	
		うち、取得あり	うち、国民から直接取得
1	総合県税事務所	6	4
2	国保援護課	7	3
3	子育て支援課	2	1
4	障害福祉課	1	1
5	健康増進課	4	2
6	中北保健福祉事務所	8	6
7	中北保健福祉事務所峡北支所	5	2
8	峡東保健福祉事務所	6	5
9	峡南保健福祉事務所	10	6
10	富士・東部保健福祉事務所	10	7
11	中央児童相談所	2	2
12	都留児童相談所	2	1
13	障害者相談所	1	1
14	精神保健福祉センター	2	2
合計(延べ事務数)		66	43
			29

(3) 本人確認の措置状況

番号利用法第16条において、個人番号の提供を受ける際、個人番号及びその者が個人番号で識別される本人であることを確認しなければならぬとされている。県民から直接マイナンバーの取得が行われていた8所属延べ29事務のうち、2所属2事務において、本人から個人番号の提供を受ける際、個人番号がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて確認が行われていなかった。

2 特定個人情報の利用及び提供の概要

(1) 特定個人情報の利用の状況

すべての対象所属において、当該事務を処理するために特定個人情報を利用しており、目的外での利用は見られなかった。

(2) 特定個人情報の提供の状況

番号利用法第19条において、特定個人情報の提供の制限が定められている。特定個人情報の提供の状況は次のとおりであり、いずれも適正なものであった。

提供を受けた事務数	提供を受けた件数				提供した事務数	合計	提供した件数					
	国	他県	市町村	県行内			国	他県	市町村	県行内	他	
合計	14,648	25	0	14,623	0	0	3	1,471	1,466	5	0	0

3 取得した特定個人情報の取扱い(保管等)の概要

(1) 特定個人情報を取り扱う区域の管理状況

要領において、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下、「取扱区域」という。)を明確にし、措置を講じることとされている。取扱区域の管理状況は次のとおりであり、4所属延べ7事務において措置が講じられていなかった。また、9所属延べ26事務については、要領に例示されている措置は講じられていなかったものの、事務取扱担当者が、周囲から見えないよう配慮しながら事務が行われていた。

実施合計	取扱区域の管理実施状況			措置を講じていない
	間仕切り等の設置	往來が少ない場所へ設置	背後から画面見えにくい場所へ設置	
40	6	2	6	26
				7

(延べ事務数)

※複数回答あり

(2) 特定個人情報を取り扱う紙文書の保管状況

要領において、施設可能なキャビネット等に保管すると定められているが、施設不可能なロッカーに保管されていたものが1所属1事務あった。

(3) 取扱区域外への特定個人情報の持ち出し状況及び措置状況

特定個人情報を取扱区域外へ持ち出している状況は、次のとおりである。

	送付・受理がある			
	紙及び電子システム	紙のみ	電子システムのみ	
県庁内での送付・受理	13	12	1	0
他の行政機関等との送付・受理	13	3	10	0

(延べ事務数)

要領において、特定個人情報を取扱区域の外へ持ち出す場合について、特定個人情報管理簿への記録及び電子媒体・紙で持ち出す場合の措置がそれぞれ定められているが、2所属延べ4事務において、特定個人情報管理簿に適切に記録されていないものが見受けられた。

- ・他の行政機関等から紙文書により特定個人情報を受け取った際、特定個人情報管理簿への記録がその都度行われずに、起案時にまとめて行われていた。

(1所属1事務)

- ・他の行政機関等へ電子ファイルにより特定個人情報を送付した際、特定個人情報管理簿に記録されていなかった。

(1所属3事務)

(4) 特定個人情報を含む書類の決裁の状況

通知において、「文書管理システムによる決裁に当たり、特定個人情報を含む文書を添付する必要がある場合は、『紙文書』として添付し、『紙決裁』又は『併用決裁』とする。その際には、起案に添付された特定個人情報の紛失等がないように、持ち回りでの決裁を行うなど、十分に注意する」とされている。

特定個人情報を含む書類の決裁の状況は、次のとおりである。

(延べ事務数)	
電子データ添付	0
紙文書添付	33

特定個人情報を含む紙文書を添付している書類の決裁の状況は、次のとおりである。

持ち回り決裁している	20
持ち回り決裁していない	13

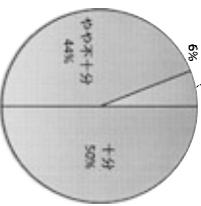
8所属延べ13事務は持ち回りでの決裁が行われていなかった。なお、うち1所属2事務においては、フナエルケース（鍵付きではない）に入れて決裁が行われていた。

4 利用事務取扱所属からの意見の概要

(1) 個人番号利用事務に関する職員への制度や運用の周知状況

職員への制度や運用の周知状況をどのように感じているかは、次のとおりである。

(延べ事務数)		
十分	やや不十分	不十分
33	29	4



(2) 個人番号利用事務についての意見等

利用事務取扱所属からの意見・要望・不安などは、次のとおりである。

- ・取扱マニュアル作成やQ&Aを充実
- ・「取扱規程」について、一定の様式（ひな形）の掲載
- ・特定個人情報の制度所管課等（行政経営管理課、情報政策課、会計課等）による合同研修会の定期的な実施
- ・各保健所で统一的に事務を行えるよう、本課（利用事務所管所属）主催の研修会開催
- ・背後から端末の画面がみられないよう、ディスプレイにフィルムを貼るなどの全庁的なハード面での対策
- ・長期間保存（30年）する書類情報漏洩対策への不安

5 監査結果の一覧（再掲）

不適切な事務処理の内容は、次のとおりである。

不適切な事務処理の内容	根拠法令等	件数
本人から個人番号の提供を受ける際、個人番号がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて確認が行われていなかった。	番号利用法	2所属 計2件
取扱区域の管理について、定められた措置が講じられていなかった。	要領	4所属 計7件
特定個人情報を取り扱う紙文書が、施錠不可能なロッカーに保管されていた。	要領	1所属 計1件
他の行政機関等から紙文書により特定個人情報を受け取った際、特定個人情報管理簿への記録がその都度行われずに、起案時にまとめて行われていた。	要領	1所属 計1事務 計1件
他の行政機関等へ電子ファイルにより特定個人情報を送付した際、特定個人情報管理簿に記録されていなかった。	要領	1所属 計3事務 計3件
文書管理システムによる決裁に当たり、紙決裁又は併用決裁により行われていたが、持ち回りでの決裁は行われていなかった。	通知	8所属 計13事務 計13件
合計（純計）		12所属 計16事務 計27件

6 監査結果に基づく意見

6-1 利用事務取扱所属への意見

今回の監査において、不適切な事務処理が見受けられた。その内容は、番号利用法や要領、各種通知等の理解不足によるものである。

利用事務取扱所属においては、担当者に対し、制度所管課が職員ポータル上に掲載した研修内容を熟読させるなどとして、番号利用法や要領等について理解を深めさせた上で、適正に事務処理を行われない。

また、人事異動により担当者が変わる際には、引継を徹底するとともに、所属内研修を行い、所属全体で法令等の正確な理解を深め、通知等による情報を共有し、特定個人情報の適正な取扱いに努められたい。

6-2 総括的な意見

今回の監査において、マイナンバーに係る取扱いを行う上で見受けられた不適切な事務処理の内容と課題を明らかにした。

マイナンバー制度は、番号利用法に定められた事務に限り、平成28年1月から運用が開始されている。マイナンバー制度は、開始されて間もないこともあり、法令等の理解不足により誤った運用を行い、また、適正な管理を怠ることも、情報の漏えい、滅失のおそれもあり、厳重な対応が求められている。特に、直接県民から特定個人情報取得する利用事務取扱所属においては、利用目的を明らかにし、県民から不審・不安を抱かれぬよう、丁寧な説明や対応を心掛けるとともに、要領に定められた安全管理措置に則して、厳格に対応されたい。また、平成29年7月か

平成28年度 財政的援助団体等監査結果

らは他の地方公共団体等との情報連携が始まる予定であることから、より厳重な情報管理が行われるよう、早い段階から情報を収集し、対応を図らわたい。
 特に、今回の監査においては、制度所管課や利用事務所管所属からの情報や説明が不足したことにより、事務処理について利用事務取扱所属で判断せざるを得ないものもあり、取扱所属ごとに異なった対応となっている状況も見受けられた。
 ワイナンバー制度は、運用は開始されたものの、現時点では不明確な部分もあり、今後、本格的な運用が始まることから、制度所管課及び利用事務所管所属においても、県全体で統一的な取扱いが行われるよう、利用事務取扱所属に対して、適時適切に情報提供を行うとともに、マニュアル等の整備・更新や定期的な説明会の開催等により、制度やその運用について継続的な周知に努めらわたい。

1 監査対象団体及び監査の着眼点
 地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(以下「出資法人」という。) 関係法令を遵守し、出資(出捐)目的に沿って運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(以下「補助団体等」という。)) 関係法令を遵守し、補助金等の交付目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)) 関係法令を遵守し、施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の21団体を選定し監査を実施した。

山梨県土地開発公社	(出資法人)	
公益財団法人 長田ふるさと財団	(")	
公益財団法人 やまなみ文化基金	(")	
公益財団法人 山梨県農業振興公社	(")	
山梨県道路公社	(")	
公益財団法人 山梨県下水道公社	(")	
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	(")	
公益財団法人 山梨総合研究所	(")	
公益財団法人 山梨県環境整備事業団	(")	
一般財団法人 山梨県地場産業センター	(")	
公益財団法人 山梨県馬事振興センター	(")	
富士急行 株式会社	(補助団体等)	
山梨交通 株式会社	(")	
特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会	(")	
アトブレベン・共立・NTTフロンティアーズ共同事業体	(県民文化ホール)	(指定管理者)
株式会社 丹青社	(リニア見学センター)	(")
アメニス山梨(金川の森)グループ	(森林公園金川の森)	(")
アメニス山梨(桂川)グループ	(桂川ウエルネスパーク)	(")
山梨市フルーツパーク 株式会社	(笛吹川フルーツ公園)	(")
SPS・桔梗屋グループ	(美術館・文字館・芸術の森公園)	(")

3 監査の実施期間
平成28年8月25日～平成28年12月16日

4 監査対象期間
平成27年度

5 監査の方法
監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- (4) 意見
監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

- (1) 指摘事項 5件
- (2) 指導事項 65件
- (3) 注意事項 13件
- (4) 意見 5件

8 団体ごとの監査の結果及び意見
別紙のとおりである。

9 監査を通じての総合的な意見
各団体においては、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した健全で合理的、効率的な業務運営に日々取り組んでいくところであり、今回の監査において、前回監査で指導事項とした内容が未改善であった事例は、事務改善が進んだ結果1件にとどまったが、指導事項等の件数が1団体で10件以上の団体は、県出資法人において複数見受けられた。

県が出資している団体の所管課においては、団体の事務・事業の実施状況を的確に把握し、適切な組織体制の構築と事務処理の適正化等に向け、引き続き、指導・助言に努められたい。
また、指定管理者制度を導入している施設において、協定書の仕様に反する対応、利用料金の取扱不備、県への定期報告の内容誤りといった事案のほか、指定管理者が手続きに則り廃棄した備品が、県の台帳に登録されたままとなっていた事案等が見受けられた。
指定管理者が管理する施設の所管課においては、実質的なチェックが有効に機能していなかったこととした状況を踏まえ、公の施設の管理運営が協定書に基づき適正かつ安定的に行われるよう、指定管理者との連携を密にして、必要に応じて適切な指導を実施するとともに、施設の設置者である県として適切かつ迅速な事務処理に努められたい。

監査対象団体 所管部(局)課	監査実施日	事業の概要	財政的援助等の内容	監査の結果
山梨県土地開発公社 総合政策部 地域創生・人口対策課	平成28年9月6日 10月13日	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 公有地取得事業 県、市町村からの委託を受けて公用施設及び公共施設などの用地の取得、造成、管理及び処分を行う。 (2) 土地造成事業 県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。	[出資金] (出資率100.0%) 20,000,000円 [補助金] 土地開発公社債務処理対策補助金 246,250,000円 [貸付金] 土地開発公社債務処理対策貸付金 8,262,500,000円 [債務保証] 土地造成事業 8,112,500,000円	[指摘事項] なし [指導事項] なし 1 長期未収金(破産債権)が次のとおり認められた。(決算日現在) 山梨ビジネスナビック売却代未収金 511,178,450円 また、この長期未収金について、未収金整理簿が作成されていなかった。 2 貸倒引当金の計上基準について、決算報告書の計算書類に対する注記に「期末に見込まれる回収不能見積額を計上している。」と記載されているが、回収見込及び損失見込の見積額算定は、平成23年度に実施してから、見直しが行われておらず、貸倒引当金は平成23年度以降、同額を計上していた。 3 郵便切手について、平成27年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。 4 弁護士報酬金に係る源泉徴収について、消費税込の請求金額に対し、消費税を除いた金額で所得税額が算出され、源泉徴収が行われていた。 5 弁護士との委任契約である「事件等の処理」について業務が終了していないにもかかわらず、報酬金が未払金に計上されていた。 6 会計規程第76条第1項に「事務局長は、毎年度2期に分けた予算執行計画を作成し、適切な執行をしなければならぬ。」と定められているが、予算執行計画が作成されていなかった。 <注意事項> なし
公益財団法人 長田ふるさと財団 所管部(局)課 県民生活部 県民生活・男女参画課	平成28年8月25日	見 意		公社は、平成22年12月に策定し、平成25年3月に改定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成19年度までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等の取り組みを進めてきた。 今後とも、県の支援による債務処理を着実に進めるとともに、実行プランで積み残しとなっている八田御前使南地区拠点工業団地の未売却の1区画の早期売却や、土地売却代金未収金の回収等に努められたい。 なお、保有期間が長期化している資産については、地価の下落が続いている状況を反映した評価評価と会計基準に基づく適切な財務処理を行うことを検討されたい。

<p>事業の概要</p> <p>福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業 (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業 (3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業 (4) 看護の促進に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農地の活性化等に関する事業</p> <p>ホ 土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業</p> <p>(2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、次に掲げるもの ロ 青年農業者等担い手の確保育成に関する事業 ハ 就農希望者に対する就農相談活動に関する事業 ニ 就農支援資金の貸付等に関する事業</p> <p>(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>財政的援助等の内容</p> <p>【出資金】(出捐率59.6%) 300,000,000円</p>	<p>【出資金】(出捐率 68.6%) 451,500,000円 【補助金】 農地中間管理機構事業推進費補助金 53,124,300円 【補助金】 機構借受農地整備事業費補助金 8,900,360円 【補助金】 就農支援センター事業費補助金 7,106,157円 【貸付金】 農地保有合理化促進事業費貸付金 145,793,000円 【債務保証】 農地保有合理化事業 149,798,832円 【損失補償】 農地保有合理化事業に係る損失補償 144,793,000円</p>
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】なし 【指導事項】なし 【注意事項】なし</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>前回の監査において、流動資産に計上されている有価証券は、市場価格のある国債で運転資金の目的で保有しているものであり、満期保有目的の債権には該当しないが、満期保有目的の債権の評価方法である償却原価法で評価され、時価評価されていなかったことから指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づき措置状況において、「運転資金としていた有価証券について、これまで取崩が無かったため、満期保有目的の債権と同じ評価をしていたが、保有目的が異なるので平成26年度から時価評価する」との回答があったが、今回の監査においても、流動資産の有価証券を計上しているが時価評価されておらず、過大計上となっていた。</p> <p>【指導事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計規程第8条に基づき備えるべき帳簿のうち、財産管理台帳が整備されていなかった。 2 理事に対して報酬及び旅費を支払う際に、非課税である旅費を含めて日額表を適用していたために、控除した所得税が過大となっていたものがあった。 3 土地改良事業団体連合会への「木上里情報データベース業務」の委託を行うに当たり、会計規程第15条に定める執行何かが作成されていないものがあった。 4 土地改良事業団体連合会への「木上里情報データベース業務」の委託は、会計規程第17条の予算超過の支出に該当するが、文書による理事長の決裁を受けていなかった。 5 退職給付引当金は、平成28年9月31日に退職した職員2人分であり、平成28年5月20日に支払っている。したがって、勘定科目は、退職給付引当金ではなく、未払金とすべきである。また、退職給付引当金に対する退職給付引当資産が過少計上となっていた。 6 就農支援資金借入金について、山梨県より借り入れしているが、残高証明書を手していないであった。 7 基本財産(定期預金)の預金利息が計上されていなかった。 8 社会保険預り金について、本来預かるべき残高より過大となっていた。 9 満期保有目的の債券のうち、第120回長期国債について、償却原価法に基づく帳簿価額で計上すべきところ、記載誤りにより過大計上となっていた。また、第139回長期国債についても、計算誤りにより過少計上となっていた。 10 農地集積・集約化対策事業について、補助金交付要綱第14条第1項に「補助事業について帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し」と規定しているが、他の経理と区分した補助事業についての帳簿が整備されていなかった。 11 土地改良事業等(機構借受農地整備事業)補助金の交付申請書に添付する収支予算書及び実績報告書に添付する収支精算書について、(1)記載された予算額に誤りがあった。(補助事業者としての子算額が記載されていなかった。)
<p>監査対象団体</p> <p>公益財団法人 やまなみ文化基金</p> <p>所管部(局) 課 県民生活部 生涯学習文化課</p> <p>監査実施日 平成28年8月25日</p> <p>事業の概要</p> <p>県民の文化活動が自主かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 地域文化振興事業への助成 (2) 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成 (3) 文化教養活動の奨励、助成 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>財政的援助等の内容</p> <p>【出資金】(出捐率100.0%) 300,000,000円</p> <p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】なし 【指導事項】なし 【注意事項】1件</p>	<p>公益財団法人 山梨県農業振興公社</p> <p>所管部(局) 課 農政部 農業技術課 担い手・農地対策室</p> <p>監査実施日 平成28年9月13日、14日 10月21日</p> <p>事業の概要</p> <p>本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、その他地域農業構造の改善及び農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い、もって県土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であって、次に掲げるもの イ 農地中間管理に関する事業 ロ 農地売買等に関する事業 ハ 農用地等の整備に関する事業</p>

見	<p>(2) 変更承認申請及び実績報告において、添付された収支予算書及び収支精算書が補助金交付要綱に定める様式(別紙第一号)とは異なる様式で作成されていた。</p> <p>12 機構借付農地整備事業について、平成27年度内に事業は完了し平成28年度になってから補助金の受入れ及び事業費の支払いを行っているものがあつたが、受取補助金等(經常収益)の未収金計上及び整備費(事業費)の未払金計上がされていなかった。</p> <p>13 長期未収金が、次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <p>14 就農支援資金貸付金 先数4件 4,458,000円 就農支援資金貸付金に係る連約金が未収金に計上されていなかった。</p> <p>15 担い手基金の運用益の一部については、法人会計の経費に充てることが認められているが、財産の管理及び資金の運用等に関する規程において、「基金の運用益は、青年農業者等担い手の確保・育成のために必要な経費以外の経費に充てないものとする。」と規定されており、整合性が取れていなかった。</p> <p><注意事項> 2件</p>
---	---

見	<p>公社は、平成27年2月に改定された改革プランに基づき、人件費及び管理費等の支出抑制に努める中で、農地中間管理事業、担い手育成対策事業及び受託事業の積極的な事業展開を行うことにより、経営の安定化を進めてきた。</p> <p>今後とも、県が指定する農地中間管理機構として、農地の集積・集約化及び利用の高度化を促進するための中心的な役割を担いつつ、就農相談のワンストップ窓口として、新規就農者への支援など積極的な事業展開に取り組まされた。</p> <p>また、県からの受託事業に係る委託料の返還金が発生したことなどに伴い、平成28年2月に改革プランを再度改定し、長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済に優先して、委託料の返還を分割納付していくことなどの方針を定めるところである。委託料の返還については、経営の合理化等の総合的な推進と収益事業の積極的な受託による収益の確保等により、計画的な返還に努められた。</p> <p>なお、今回の監査における指摘事項については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されなかったものであり、前回の監査結果が、公社の事務改善に結び付かなかつたことは、極めて遺憾である。また、これ以外にも多数不適切な事務処理が認められたところである。</p> <p>これは、平成23年度まではプロパー職員の早期退職等により職員の削減を進めてきたこともあり、近年の農地中間管理事業等により業務量が増加する中で、組織として事務処理が十分対応できていない状況が背景にあるものと考えられる。しかし、それぞれの業務については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものであり、チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組みすることと併せて、業務量に見合う組織体制について検討されたい。</p>
---	---

監査対象団体	山梨県道路公社
所管部(局)課	県土整備部 道路整備課
監査実施日	平成28年9月7日 10月27日
事業の概要	<p>山梨県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 有料道路管理事業 富士山有料道路(富士山ドライブ)及び雁坂トンネル有料道路の料金徴収業務及び道路・周回設備の維持管理等を行う。</p> <p>(2) 駐車場事業 道路の占用の許可を受けて駐車場を設置し、管理運営を行う。</p> <p>(3) 受託事業 一般国道富士河口湖富士線を除電業務の受託、一般国道140号の維持管理業務の受託</p>

財政的援助等の内容	<p>【出資金】(出資率 50.0%)</p> <p>612,500,000円</p> <p>【補助金】道路公社管理道路活用旅客促進事業費補助金</p> <p>198,055,000円</p> <p>【貸付金】道路公社経営支援貸付金</p> <p>69,899,000円</p> <p>【債務保証】雁坂トンネル有料道路事業</p> <p>4,695,500,000円</p>
監査の結果	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【指導事項】</p> <p>1 月を単位としない郵便切手購入及びレターパック郵送等に係る資金前渡において、事務終了後5日以内に会計規程第29条の2第2項に定める精算が行われていないものがあつた。</p> <p>2 J R使用による旅費の支給において、往復同一区間でかつ片道601km以上の乗車賃に對し、往復割引の適用をしていなかった。</p> <p>3 単価契約である「除雪業務委託」について、契約書に予定数量の記載がなかった。また、契約保証金を免除していたが、契約保証金免除条項が設けられておらず、違約金条項が単価契約のものとなつていなかった。</p> <p>4 つり銭準備金(手許現金)の管理方法に関する意見(平成22年度監査)に対する措置として、「日々の管理は収入日報と併せて、有料道路料金の徴収業務を委託した業者から現金有高の総額の報告をもらう」こととしていたが、実施されていなかった。</p> <p>5 会計規程実施細則第8条の2第2項に「事務所長は、各四半期ごとに期末月の25日までに、次の四半期の執行状況表を理事長に提出しなければならぬ。」と定められているが、執行状況表の作成・提出がなされていなかった。</p> <p><注意事項> 1件</p>

見	<p>公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成24年3月に改定された経営計画に沿つて、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。</p> <p>計画改定後においては、雁坂トンネル有料道路事業の収支も概ね計画どおり順調に推移しているが、平成29年度以降には、県からの長期無利子貸付金の償還が開始することから、今後とも、管理する道路等を利用者が安心・安全に利用できるよう適正な維持管理を行いつつ、経営計画の着実な実施を図られたい。</p> <p>また、公社は、有料道路料金の徴収業務を委託した業者に対して、つり銭として合計400万円の貸付を行っているが、富士山有料道路管理事務所においては、つり銭の現金有高の確認が決算時期の1回のみの実施であることから、適正に現金が管理されているか、確認の頻度を高めることを検討されたい。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県 下水道公社
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課 下水道室
監査実施日	平成28年9月15日 10月14日
事業の概要	<p>下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もつて県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究</p> <p>(2) 下水道知識の普及啓発</p> <p>(3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業</p> <p>(4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	【出資金】(出資率50.0%)
	37,000,000円

監査の結果	〔指摘事項〕なし 〔指導事項〕 財務諸表の会計区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、財務規程第4条において「会計区分は一般会計と特別会計とする」旨が規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていないかった。 〔注意事項〕2件
-------	---

監査対象団体	山梨県住宅供給公社														
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課 同課 住宅対策室														
監査実施日	平成28年10月4日、5日 11月15日														
事業の概要	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 住宅及び宅地の分譲 (2) 住宅の建設、賃貸及び管理 (3) 宅地の取得及び造成 (4) 以上の範囲内での受託業務														
財政的援助等の内 容	<table border="1"> <tr> <td>〔出資金〕 (出資率100.0%)</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>〔補助金〕 住宅供給公社債務処理対策補助金</td> <td>240,000,000円</td> </tr> <tr> <td>〔補助金〕 高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金</td> <td>11,793,000円</td> </tr> <tr> <td>〔負担金〕 住宅供給公社職員共済組合費負担金</td> <td>2,284,263円</td> </tr> <tr> <td>〔貸付金〕 住宅供給公社債務処理対策貸付金</td> <td>6,876,232,000円</td> </tr> <tr> <td>〔損失補償〕 住宅供給公社事業 (公施設) 特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅指定管理料</td> <td>9,717,423,076円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16,425,324円</td> </tr> </table>	〔出資金〕 (出資率100.0%)	10,000,000円	〔補助金〕 住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円	〔補助金〕 高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	11,793,000円	〔負担金〕 住宅供給公社職員共済組合費負担金	2,284,263円	〔貸付金〕 住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円	〔損失補償〕 住宅供給公社事業 (公施設) 特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅指定管理料	9,717,423,076円		16,425,324円
〔出資金〕 (出資率100.0%)	10,000,000円														
〔補助金〕 住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円														
〔補助金〕 高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	11,793,000円														
〔負担金〕 住宅供給公社職員共済組合費負担金	2,284,263円														
〔貸付金〕 住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円														
〔損失補償〕 住宅供給公社事業 (公施設) 特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅指定管理料	9,717,423,076円														
	16,425,324円														

監査の結果	<p>〔指摘事項〕</p> <p>1 職員就業規程第16条に基づき「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の例により、週休日の振替を行っているが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 週休日に勤務を命ずる際に、勤務時間の割り振りを行うことなく(振替日を設定せず)に勤務を命じていた。</p> <p>(2) 勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間において振替を行うべきところ、6か月を超えて行われているものがあった。また、臨時職員である事務員においては、任用期間を超えて振替が行われているものもあった。</p> <p>(3) 同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当・時間外報酬増賃金を支給すべきところ、支給されていないかった。(平成27年度 支給不足額 242,192円)</p> <p>(4) 臨時職員である事務員の賃金支給額が、勤務実績(週休日の振替を反映)に応じたものとなっておらず、支給時期が遅れているものがあった。</p> <p>2 平成32年と平成34年に借地契約が終了する山宮南団地の賃貸住宅について、建物の解体費として現在価値に割り引く前の将来キャッシュフローが合計で約2億5千5百万円と見積もられているが、資産除去債務の負債計上並びに資産除去債務に対応する除去費用の資産計上及び費用配分が行われていなかった。</p> <p>〔指導事項〕</p> <p>1 組織規程第4条第1項に定める「参事」の職務について、報酬 給与規程第10条における職務の級が規定されていない。</p> <p>2 県営住宅の退去修繕工事において、退去者負担については、県営住宅等管理業務仕様書及び県営住宅等退去修繕等実施要綱等に定められているが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 退去者が設置したトイレの温水洗浄便座を原状回復する経費について、退去者の負担で行うべきところを請求せずに公社負担となっていた。</p>
-------	---

意見	<p>(2) 退去者負担である襖の取替えに係る修繕費について、退去者の支払が完了しているにもかかわらず、業者からの請求により公社が負担しているものがあった。</p> <p>(3) (1)及び(2)により、県に提出した県営住宅等管理業務に係る収支決算額が相違していた。</p> <p>3 竣工により売却した賃貸住宅資産(土地及び建物)について、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 建物の購入金額について、消費税の課税仕入れとして取扱処理すべきところを、税込金額のまま減価償却を行っていた。</p> <p>(2) 消費税の申告において、建物の購入金額に係る消費税を仕入税額控除の対象としなかったため、過大申告となっていた。</p> <p>4 次のとおり、長期未収金があった。(決算日現在)</p> <p>事業未収金(一般賃貸住宅管理事業未収金) 6,580,218円</p> <p>その他未収金(貸借勘定関連未収金) 13,713,316円</p> <p>5 貸借物品であるパソコン及び公用車について、財務規程第86条に定められた占有物品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>6 修繕費の支払において、請求書に日付が記載されていないものがあった。</p> <p><注意事項>2件</p> <p>公社は、平成26年3月に策定された第二次改革プランに基づき、平成50年度を目途に解散することとして、県営住宅の管理代行者等として管理を行う県営住宅管理事業を中心に着実に収益を上げ繰越欠損金を圧縮するとともに、ファミリー賃貸住宅別荘事業等に係る未収金対策や、県の財政的支援のもと借入金の削減等を進めてきた。</p> <p>今後とも、コスト削減等による利益の確保やファミリー賃貸住宅別荘事業等への適切な対応等に努め、改革プランの着実な実行を図らねばならない。</p> <p>また、今回の監査において、資産除去債務の会計処理と、週休日の振替処理(付随する時間外勤務手当の支給)に関する2件の指摘事項を含む、不適切な事務処理が多数認められた。事務処理については、当然、原則原則に基づき適切に執行されなければならないものである。チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組みことと併せて、専門性の高い会計・税務処理等に関しては外部専門家の積極的な活用等について検討されたい。</p>
----	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力退放運動推進センター		
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課		
監査実施日	平成28年8月31日		
事業の概要	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救済等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業</p> <p>(4) 少年を暴力団から離脱させる事業</p> <p>(5) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業 等</p>		
財政的援助等の内 容	<table border="1"> <tr> <td>〔出捐金〕 (出捐率 50.5%)</td> <td>300,000,000円</td> </tr> </table>	〔出捐金〕 (出捐率 50.5%)	300,000,000円
〔出捐金〕 (出捐率 50.5%)	300,000,000円		
監査の結果	<p>〔指摘事項〕なし</p> <p>〔指導事項〕</p> <p>1 執行額に対して予算総額が不足する状況であったが、会計処理規程第16条に基づく予算の修正処理が行われていなかった。</p>		

2	<p>会計処理規程について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的の事業会計及び法人会計に区分されているが、会計処理規程第5条において「会計区分は、一般会計と特別会計」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p>(2) 第7条で別に定めることとなっている勘定科目は定められているが、内容が不十分であった。</p> <p>3 基本財産について、定款第5条では「この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は定めぬ。」と規定しているが、貸借対照表の固定資産に基本財産が計上され、定款の規定と相違していた。</p> <p>4 責任者講習会業務委託料（第4回半期実績分）が未収金に計上されていなかった。</p> <p>5 往復はがきの未使用分について、期末残高が資産計上されていなかった。また、教本代について、翌年度に使用するものであり、平成27年度末には在庫となっていたが、資産計上されていなかった。</p> <p>6 2～3月分のメールアドレスなど期末までに債務が確定しているものが、未払金に計上されていなかった。</p> <p><注意事項>なし</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨総合研究所
所管部(局)課	総合政策部 政策企画課
監査実施日	平成28年8月26日
事業の概要	<p>中長期的展望に立った幅広い視点から調査研究及び提言を行うとともに、各種の情報収集及び提供、調査研究活動等を通じた人材の育成を行い、もって県民生活の向上及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(1) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究及び提言</p> <p>(2) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究等各種事業の支援及び受託</p> <p>(3) 地域課題等に関する情報の収集、分析及び提供</p> <p>(4) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する講演会・研修会等の開催</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	<p>【出資金】(出捐率35.6%) 200,000,000円</p> <p>【補助金】山梨総合研究所地域課題調査研究事業費補助金 5,000,000円</p>
監査の結果	<p>【指図書事項】なし</p> <p>【指図書事項】なし</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県環境整備事業団
所管部(局)課	森林環境部 環境整備課
監査実施日	平成28年9月27日 12月11日

事業の概要	<p>安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場の施設を設置運営するとともに、一般廃棄物最終処分場等の施設を整備運営することにより、廃棄物処理の先導的な役割を果たすとともに、廃棄物の適正処理に関する調査研究に関する事業等を行い、もって県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 産業廃棄物最終処分場の建設に関する事業</p> <p>(2) 産業廃棄物の処理に関する事業</p> <p>(3) 一般廃棄物最終処分場及び処分場に附帯する施設・設備等の整備に関する事業 等</p>
財政的援助等の内容	<p>【出資金】(出捐率33.3%) 10,000,000円</p> <p>【補助金】廃棄物処理施設安全確保対策費補助金 4,321,000円</p> <p>【補助金】環境整備事業団経営支援補助金 74,078,057円</p> <p>【貸付金】廃棄物最終処分場整備資金等貸付金 777,059,000円</p> <p>【損失補償】環境整備事業団事業 422,029,000円</p>
監査の結果	<p>【指図書事項】</p> <p>常勤の理事の期末手当の額については、「(公財)山梨県環境整備事業団役員等の報酬等に関する規程」の第4条第2項において、「(公財)山梨県環境整備事業団給与規程の規定の例により算定した額とする。」と定めているが、算定に誤りがあり過払いとなっていた。</p> <p>(平成27年度 過払額 483,200円)</p> <p>【指図書事項】</p>

意見	<p>1 収入印紙及び郵便切手の期末残高が、貸借対照表及び財産目録において資産計上されていなかった。</p> <p>2 乗用式ではない小型除雪機について、(1) 勘定科目を「什器備品」とするのが適当であるところ、総勘定元帳において「車両運搬具」としていた。</p> <p>(2) 貸借対照表及び財産目録の表示科目において「小型除雪機」としていた。</p> <p><注意事項> 2件</p>
意見	<p>事業団の経営については、明野処分場において発生した2度の漏水検知システムの異常検知に伴う施設の開鎖決定後、平成26年2月に改定された第二次改革プランに基づき、県の財政支援等を受けながら事業損失の削減と、甲府事務所の環境整備センターへの統合による運営費の削減・合理化など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。</p> <p>今後とも、将来的な明野処分場の廃止に向けて浸出水処理等の適正な維持管理を行うとともに、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場の計画的な整備と、効果的・効率的な運営管理への取り組みを通じて、経営改善と財政基盤の強化に努められたい。</p>

監査対象団体	一般財団法人 山梨県地場産業センター
所管部(局)課	観光部 観光プロモーション課
監査実施日	平成28年9月28日
事業の概要	<p>地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を行い、もって地域経済の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 地場産業に関する情報の収集及び提供に関する事業</p> <p>(2) 地場産業に関する経営相談及び情報交流に関する事業</p> <p>(3) 観光の振興に関する事業</p> <p>(4) 地場産業製品の展示及び消費者への製品普及に関する事業</p> <p>(5) 地場産業に関する見本市等の開催に関する事業 等</p>
財政的援助等の内容	<p>【出資金】(出捐率33.3%) 10,000,000円</p> <p>【補助金】観光・地場産業振興支援事業費補助金 2,069,862円</p>

監査の結果	<p>〔指摘事項〕 産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し保存しなればならないが、行われていなかった。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面による契約を行うこととされているが、契約書が作成されていなかった。</p> <p>〔指導事項〕 1 両替金について、会計規程第29条に「150万円を限度に釣銭用現金を保有することができ。」と定めているが、規程で定められた限度額を超過して保有していた。 2 小口現金について、領収書等の証拠書類に基づき起票した振替伝票により処理されていたが、会計規程第7条に備えるべき帳簿として定められている現金出納帳による日々の管理が行われていなかった。 3 長期未収金が次のとおり認められた。（決算日現在） 4 施設使用料 先数1件 20,000円 貯蔵品として、郵便切手類及び包装用袋等を計上しているが、郵便切手類の平成27年度末残高について、在庫確認した期末残高と貸借対照表（総勘定元帳）の金額が相違している。 5 公益法人会計基準において、財務諸表に対する注記に記載すべき項目が定められているが、次の項目について記載されていなかった。 (1) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 〈注意事項〉なし</p>
-------	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	平成28年10月6日
事業の概要	<p>馬事技術の普及及び奨励並びに優良乗用馬の育成及び供給等を行い、もって乗馬及び畜産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 馬事技術普及奨励事業 (2) 優良乗用馬育成供給事業 (3) 受託事業 (4) 普及啓発事業</p>
財政的援助等の内容	<p>〔出資金〕(出捐率40.0%) 400,000円 〔補助金〕八ヶ岳南麓地域観光振興事業費補助金 56,234,436円 〔補助金〕馬術競技場管理費補助金(管理運営費) 3,556,000円</p>
監査の結果	<p>〔指摘事項〕なし 〔指導事項〕 1 職員の宿日直手当(常直手当)について、職員給与規程に定めがないにもかかわらず支給されていた。 2 会計処理規程に次のとおり不備があった。 (1) 財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的の事業会計、収益事業会計、法人会計に区分されているが、会計処理規程第4条に「会計区分は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていないかった。 (2) 会計処理規程第6条に「一切の取引は別に定める勘定科目により処理する」、また第7条第2項に「主要簿及び補助簿の様式は別に定める」とあるが、別途定められていなかった。</p>

監査の結果	<p>3 金銭の出納について、会計処理規程第22条に「金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ残に充ててはならない」と定められているが、使用料収入等の取崩金を金融機関に預け入れず、日々の支払に充当しているものがあった。 4 郵便切手類の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていた。 5 耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の固定資産については、会計処理規程第26条及び第28条に基づき、固定資産台帳を備え、その保全状況及び移動について記録することになっているが、補助金で購入した移動式機木梁台について固定資産台帳が作成されていなかった。 6 平成27年度末(旧28.3.31付)で退職した2名の退職金について、退職給付引当金(固定負債)に計上され、確定債務として未払金(流動負債)に計上されていた。 7 公益法人会計基準において財務諸表に記載すべき項目とされている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」が注記に記載されていなかった。 〈注意事項〉なし</p>
-------	---

監査対象団体	富士急行 株式会社
所管部(局)課	リニア交通局 交通政策課
監査実施日	平成28年10月18日
財政的援助等の内容	〔補助金〕鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金 86,182,970円
補助の目的	鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部を県が補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	山梨交通 株式会社
所管部(局)課	リニア交通局 交通政策課、教育庁 社会教育課
監査実施日	平成28年10月21日
財政的援助等の内容	<p>〔補助金〕生活交通路線維持費補助金 38,055,000円 〔補助金〕科学館シャトルバス運行費補助金 5,204,414円 〔補助金〕生活バス路線維持費補助金(最終バス延長運行分) 1,821,000円 〔補助金〕バス交通利用円滑化推進事業費補助金(単年度) 121,459,000円</p>
補助の目的	<p>(1) 生活交通路線維持費補助金 県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (2) 科学館シャトルバス運行費補助金 科学館の来館者の便と利用促進を図るため、甲府駅北口と科学館との間におけるシャトルバスとしてのバス運行路線の運行に要する経費を予算の範囲内で補助する。 (3) 生活バス路線維持費補助金(最終バス延長運行分) 甲府市中心市街地の活性化と地域住民の福祉を確保するため、甲府駅始発の最終バスの延長運行を行う乗合バス事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (4) バス交通利用円滑化推進事業費補助金 本県の区域内において路線バスを運行する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うバスと鉄軌道相互の共通乗車カードに関するシステムの導入事業に要する経費の一部を県が補助することにより、バス交通の利用円滑化及び観光客の周遊を促進することを目的とする。</p>
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会
所管部(局)課	県民生活部 県民生活・男女参画課
監査実施日	平成28年10月18日
財政的援助等の内容	【補助金】 ボランティア・NPOセンター管理運営費等補助金 23,270,111円
補助の目的	特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会が行う次の事業に対し、その経費の一部を補助することにより、ボランティア・NPO活動の普及、促進を図ることを目的とする。 (1) ボランティア・NPOセンターの管理運営 (2) ボランティア・NPO活動の普及、促進を目的とする事業等の企画・実施 (3) 前各号に付随する事業で知事が必要と認めたもの
監査の結果	【指摘事項】なし 【指導事項】 期末手当及び勤勉手当の算定に誤りがあり、過払いとなっているものがあつた。 〈注意事項〉1件

監査対象団体	アトピーレモン・共立・NTTフジテレビーエ共同事業体
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課
監査実施日	平成28年9月21日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 県民文化ホール 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成27年度) 161,712,000円
監査の結果	【指摘事項】なし 【指導事項】 1 「山梨県立県民文化ホールの利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱」第30条第4項に規定する入金伝票が作成されていないものがあつた。 2 郵便切手について、受払台帳はあつたが、残高確認がされておらず、台帳上の残数と現物枚数が一致していなかった。 〈注意事項〉なし

監査対象団体	株式会社 丹青社
所管部(局)課	リニア交通局 リニア推進課
監査実施日	平成28年10月13日 12月16日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 リニア見学センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成27年度) 69,457,699円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。
監査対象団体	アメニス山梨(金川の森) グループ
所管部(局)課	森林環境部 県有林課
監査実施日	平成28年9月9日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 森林公園金川の森 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成27年度) 69,942,000円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象団体	アメニス山梨(桂川) グループ
所管部(局)課	県上整備部 都市計画課
監査実施日	平成28年9月29日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 桂川ウエルネスパーク 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成27年度) 60,529,543円
監査の結果	【指摘事項】なし 【指導事項】 1 施設利用料金として収納した現金に係る現金出納帳に記帳漏れがあつた。 2 経理規程第28条で「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れられるものとする」と規定しているが、現金の取扱いについて、不適切な事務処理があつた。 (1) 平成28年1月8日から30日までの間に施設利用料金として収納した現金が、監査日まで7か月余りにわたって、金庫に放置されていた。 (2) 収納日から3か月を経過して入金されているものがあるなど入金処理が遅滞していた。 また、1か月分の収納金がまとめて入金されており、規程に定めのない処理を行っていた。 〈注意事項〉なし

監査対象団体	山梨市フールーツパーク 株式会社
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	平成28年9月8日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 笛吹川フールーツ公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成27年度) 241,448,000円
監査の結果	【指摘事項】なし 【指導事項】 1 基本協定書第23条に基づき定期報告書において、有料公園施設等の利用状況及び利用料金の収入の状況を毎月報告しているが、報告内容の記載漏れなどにより正しい報告が行われていなかった。 2 管理業務委託契約書に、次のとおり不備があつた。 (1) 消防用設備等保守点検業務委託契約の変更契約書において、表題及び契約変更内容が記載されていなかった。また、契約日が訂正されていたが、訂正印が押印されていなかった。 (2) 自動扉装置保守点検業務委託契約の変更契約書において、変更契約日が記載されていなかった。 また、表題及び追加条項(番号)が、当初契約内容と整合していなかった。 (3) 果物広場・わんぱくドーム公園内施設保守点検業務委託契約において、契約解除のための養力団排除条項を追加した変更契約書を締結すべしと、新規の契約書を作成したため、同一業務について契約が二重に締結されていた。 また、委託契約であるが、建設工事請負契約書を使用したため、業務の内容と契約の内容が一致していなかった。 3 指定管理業務の実施に当たり、付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第17条第2項第1号で、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。 〈注意事項〉なし

監査対象団体	S P S ・ 桔梗屋グループ	
所管部(局)課	教育庁 学術文化財課	
監査実施日	平成28年8月30日	
財政的援助等の内容	(公施設) 美術館、文学館、芸術の森公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成27年度)	413,866,000円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし <注意事項> 1件	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番